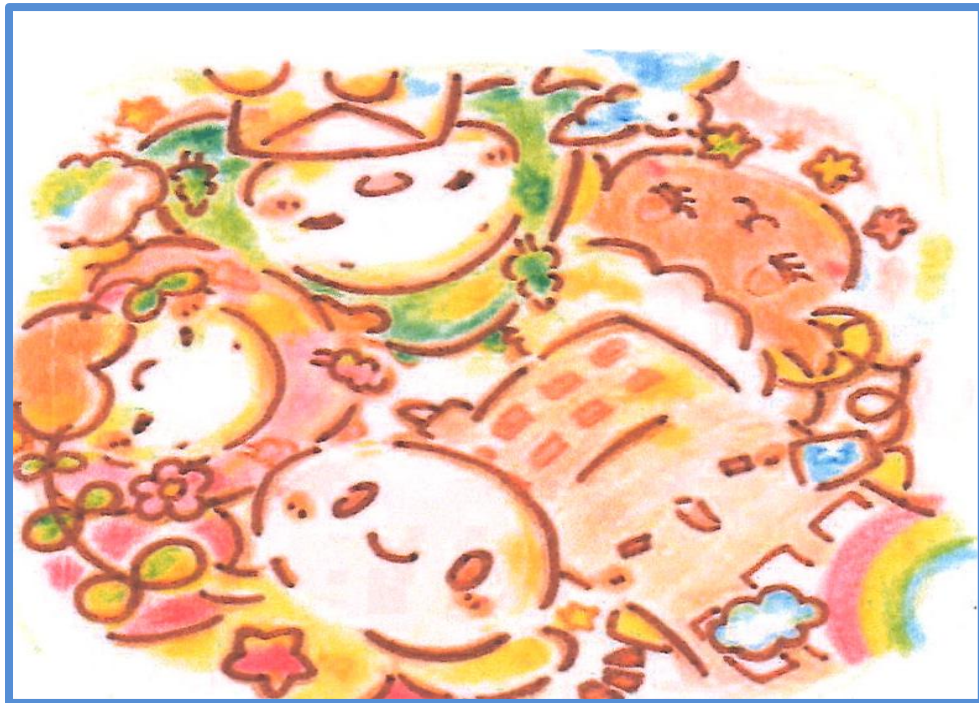


令和7年度(2025年度)

志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員

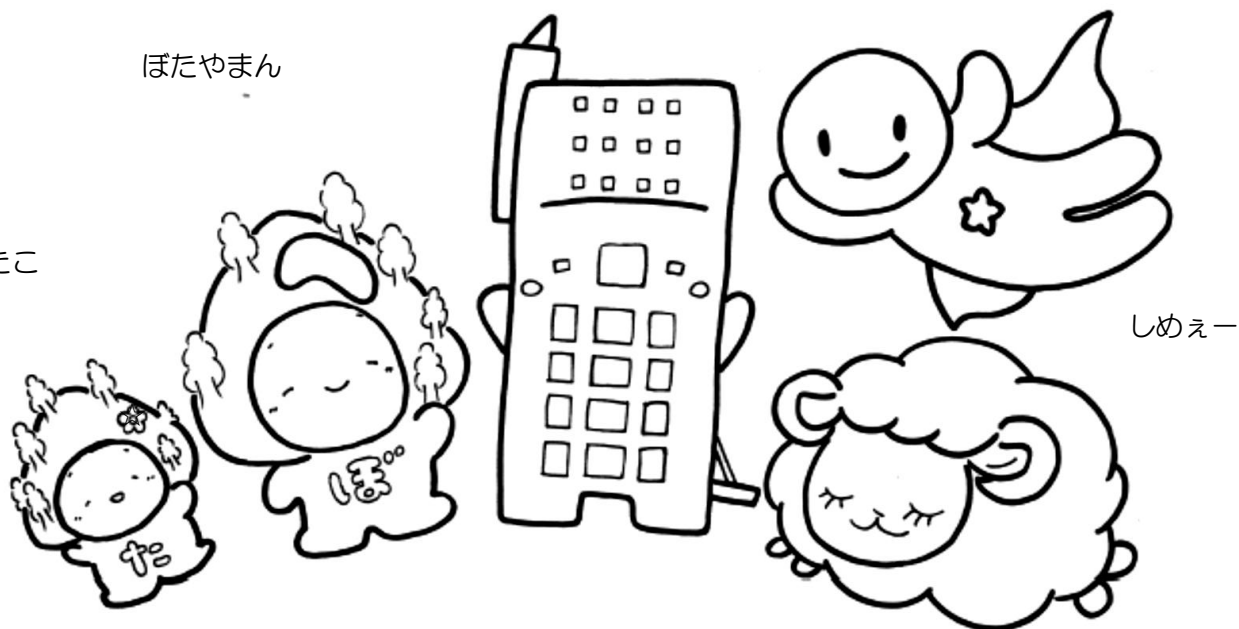
志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)

たてのすけ

子どものみかたマン

ぼたやまん

ぼたこ



【★表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクターです。】

ごあいさつ

「志免町子どもの権利条例」は平成 18 年 12 月 20 日に公布され、平成 19 年 4 月 1 日に施行されました。同様の条例としては九州で初めてのものであり、全国的に見ても 10 番目でした。今年度は、条例の施行から 19 年目となりました。条例が制定された時に生まれた子どもたちも大人になりました。

私たち救済委員は、毎年、町内 2 校の中学校で、子どもたちが、子どもの権利や子どもの権利条例について知り、学んでいただくために講演を行っています。講演後のアンケートには、「自分にたくさんの権利があることを知れてうれしい」という声とともに、「大人になったときに子どもの権利のことを思い出したい」という声も聴かれます。志免町で育った子どもたちが、自分の権利を大切に、権利が保障されることが当たり前になり、大人になったときには子どもたちの権利を護る立場になっていることを願ってやみません。

しかしながら、社会全体を見渡すと、児童虐待、いじめ重大事態、子どもの自殺、不登校などは増加の一途であり、子ども達の悲痛な叫びが聞こえてきます。志免町では、「子どもの権利救済委員」3 名と相談員 3 名により、「子どもの権利相談室」(通称 “SK²S” 「スキップ」) で、子どもたちや保護者から相談を受け付けていますが、その中でも、助けを求める声がたくさん聴かれます。

その背景、根本的な原因は、子どもの権利を正しく理解していない大人や社会にあると考えます。子どもの意見を大切に、子どもの権利が当たり前保障され、文化として根付く、そんな社会になってほしいと思い、私たちは日々活動をしています。

この報告書では、まず、志免町における子どもの権利を救済する制度の概要や経緯を説明し、続けて、主に令和 7 年度の「子どもの権利相談室」の活動記録や、志免町内の中学生を対象とした子どもの権利に関するアンケート調査の結果などを報告しています。これらは、1 年間、この相談室を運営し、子どもや保護者の声に耳を傾けてくれた相談員と、救済委員の活動の記録でもあります。プライバシーの観点などから具体的な事例は掲載しておりませんが、子どもたちからはスキップ大好き！ありがとう！といったうれしい声をいただいています。

ぜひ、志免町に関わる多くの方にご一読いただき、志免町の子どもたちが安心して、自分らしく生きていくために必要なことを考える契機としていただきたいと思います。そのことが、「志免町子どもの権利条例」の目的である、「子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ること」につながると思います。

令和 8 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

柳 優 香

目次

I	相談及び救済体制	1
1	志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
2	志免町子どもの権利相談室の救済活動	2
3	志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和7年度）	3
4	志免町子どもの権利相談室 年表	4
5	令和7年度（2025年度）の活動概要	12
II	活動報告	14
1	子どもの権利相談室の相談活動	14
2	出張スキップ（志免西小学校・志免中央小学校・志免東小学校・志免南小学校）	22
3	出張スキップでの手紙による子どもたちの参加や相談について	26
4	広報活動	27
5	中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート	31
	中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート自由記述	38
	中学生アンケート 年度別の推移	41
6	研修	48
III	活動を振り返って	49
	「子どもの声を聴く」	49
	「子どもの頃の思い出から意見表明する権利について考える」	51
	「子どもの声を聞く～子どもの意見表明権について考える」	53
IV	資料	55
	スキップ便り	55

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度に、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度には志免町子どもの権利条例制定委員会が発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文のなかで、唯一具体的な施策を規定し、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが、子どもの権利救済委員に関する条文です。条例の第 2 章では、子どものもつ様々な権利を挙げています。その中でも、第 7 条が規定する、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として、救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく 3 つの特徴があります。1 つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きがひとつの機関で対応できるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。そのため、権利侵害を行った側とされた側が、どのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となります。この点においても、勧告や是正要請の権限があることに、大きな意義があります。

2 つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、1 つの部署で完結できていません。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか、分かりづらくなっています。そこで、18 歳未満のすべての子どもを 1 つの機関で対象とすることで、相談者にとって分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

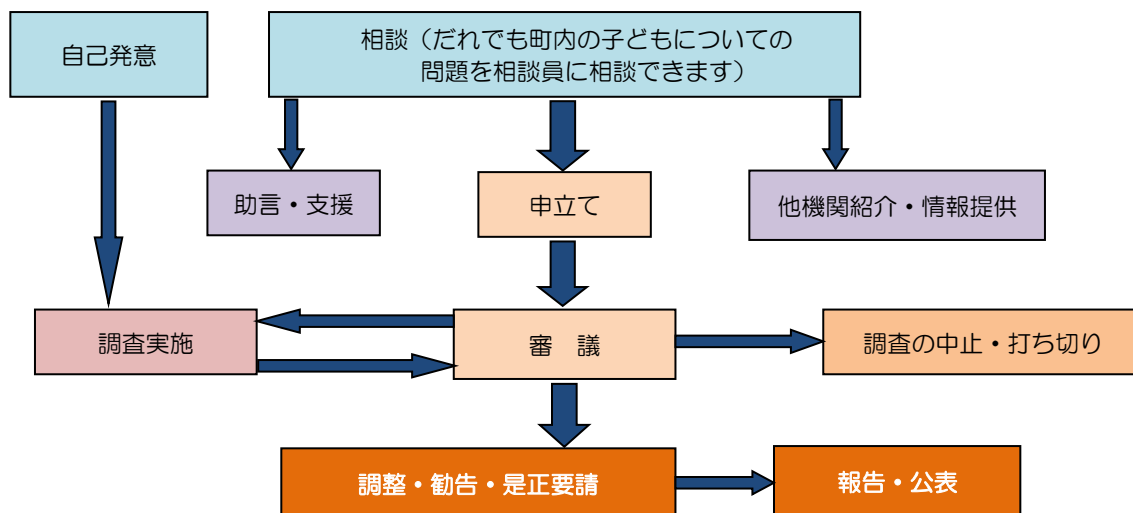
3 つ目は、救済委員が独立した公的な第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないため、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の 3 点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

2 志免町子どもの権利相談室の救済活動

【スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動】

スキップ（志免町子どもの権利相談室）のしくみと活動



救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、スキップ（志免町子どもの権利相談室）に相談できます。スキップ（相談室）では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申立て」を受けたときは、救済委員が「調査」、「調整」などを行います。

「申立て」があると、申立て内容について話し合い（「審議」）、必要に応じ「調査」を行います。それをもとに、申立人の代わりに権利侵害を行った側と話（「調整」）をし、相手側の関係者、関係機関（例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち）に「こうしたほうがよい」や「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」や「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということを、できる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で、内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」、「勧告」、「是正要請」をする前には申立人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

3 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（令和7年度）

●子どもの権利救済委員

令和7年3月町議会で救済委員の人事案件可決。任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日

子どもの権利代表救済委員	柳 優香	六本松中央法律事務所 弁護士・社会福祉士
子どもの権利救済委員	安部由美子	元小学校校長
子どもの権利救済委員	土井 幸治	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 講師 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士

●子どもの権利相談員

救済委員の補助をする相談員

倉谷 幸子	令和元年7月～
持丸 綾花	令和4年4月～
友綱 裕子	令和5年9月～

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト内

●開室日時

火・木曜日：13時～19時 土曜日：10時～17時

●広報活動及び出張相談

適宜

●相談体制

相談員3名のうち、原則として2名のローテーション勤務

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は月1回相談室に来室

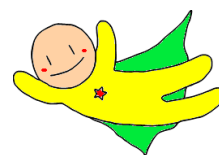
毎月1回、子どもの権利救済委員会議を開催

●事務局

志免町子育て支援課

4 志免町子どもの権利相談室 年表

2007年度 (平成十九年度)	4月 7月 10月 11月	志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加(愛知県高浜市) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加 救済活動:自己発意による調査・調整 1件
2008年度 (平成二十年)	6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月	志免町子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加(東京都世田谷区) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安原救済委員) 人権教育学習講演(安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキップに決定 相談目的でなくても来室可能とする 救済活動:0件
2009年度 (平成二十一年)	5月 6月 7月 9月 12月 1月	シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員) スキップ便り1号配布 全国自治体シンポジウム参加(北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) スキップ便り2号配布 人権教育学習講演(安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(調救済委員) 救済活動:救済申立て 7件
2010年度 (平成二十二年)	5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催(安部救済委員) スキップ便り3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(石川県白山市) スキップ便り4号配布 ミニ講座&座談会開催(調救済委員) 人権教育学習講演(安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安部救済委員) 救済活動:自己発意による調整 1件



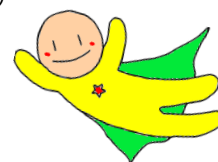
2011年度 (平成二十三年度)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催（安原救済委員） スキップだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告（安部救済委員） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免南小学校） 町内小中学校訪問（安原救済委員・調救済委員・相談員） 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加（大阪府泉南市） 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキップだより 6号配布 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安原救済委員） 救済活動:0 件
2012年度 (平成二十四年度)	5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催（安部救済委員） スキップだより 7号配布 町内小学校訪問（調救済委員・相談員） 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免中央・志免南・志免西小学校） 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加（東京都目黒区） 子どもの権利委員会に出席・報告（調救済委員・相談員） 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキップだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加（事務局・相談員） 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安部救済委員） 救済活動:依頼に基づく調整 1 件
2013年度 (平成二十五年)	5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月	シーメイトこどもまつりに参加 スキップだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免中央・志免南・志免西小学校） 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問（調救済委員・相談員） 全国自治体シンポジウム参加（長野県松本市）調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキップ開始（月 1 回） 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加（調救済委員） スキップだより 10号配布（小中学校・町内回覧） 人権教育学習講演（中学校 1 年生対象・安原救済委員） 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演（安部救済員） フォーラム第4分科会会議参加（調救済委員・事務局・相談員） 救済活動:救済申立て 1 件



2014年度 (平成二十六年)	4月 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 5月 シーメイトこどもまつりに参加 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 【5月～6月】 7月 スキップだより 11 号配布 (小中学校・町内回覧) 市民フォーラム交流会参加 (安原救済委員・事務局・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・西・南小学校) 【7月～8月】 9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安原救済委員・調救済委員) 中学生アンケート実施 ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加 (事務局・相談員) 筑前町による視察 (事務局・相談室) 10月 全国自治体シンポジウム(青森市)参加 (事務局) 武蔵野市による視察 (事務局・相談室) 11月 那珂川町による視察 (事務局・相談室) 子どもの権利フェスタ 2014 参加 12月 福岡県知事のスキップ来室 (ふるさと訪問として) 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員・相談員) 1月 人権教育学習講演 (中学校 1 年生対象・安原救済委員) 2月 スキップだより 12 号配布 (小中学校・町内回覧) 3月 毎日新聞取材 (事務局・相談員) 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救済委員・事務局) 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)	救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1 件
2015年度 (平成二十七年)	5月 シーメイトこどもまつりに参加 志免西小学校出張スキップ (月 1 回) 新潟県阿賀野市視察 (事務局対応) 6月 福岡市議員視察 (事務局対応) 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 【6月～7月】 7月 スキップだより 13 号配布 (小中学校・町内回覧) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 【7月～8月】 9月 子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局) 10月 全国自治体シンポジウム 2015 西東京に参加 (安原・調救済委員・事務局・相談員) 11月 子どもの権利フェスタ 2015 参加 12月 人権教育学習講演 (中学校 1 年生対象・安原救済委員) ユニセフ協会視察 (事務局対応) 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加 (事務局) スキップだより 14 号配布 (小中学校・町内回覧) 1月 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加 (事務局)	 救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1 件

2016年度（平成二十八年 度）	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月 1 回） 7月 スキップだより 15 号配布（小中学校・町内回覧） 子どもの権利委員会に出席・報告（安原救済委員） 審議会等委員の会セミナーメイト視察（事務局対応） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免中央・志免西・志免南・志免東小学校） 9月 「志免町子どもの権利条例」研修会（相談員） 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加（相談員） 10月 全国自治体シンポジウム 2016（宝塚市）に参加 （圓入救済委員・事務局・相談員） 11月 子どもの権利フェスタ 2016 参加 人権教育学習講演 （志免東・志免中学校 1 年生対象・安原・圓入救済委員）【11 月～12 月】 12月 スキップだより 16 号配布（小中学校・町内回覧） 3月 シーメイト消防訓練参加（相談員）	救済活動:0 件
2017年度（平成二十九 年度）	5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月 1 回） 全国子ども福祉センターシンポジウム（安原・調救済委員） 7月 スキップだより 17 号配布（小中学校・町内回覧） 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央小・志免西小学校） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免南・志免東小学校） 福岡市町村等児童相談関係職員研修（12 月 8 日までの計 5 回） 子どもの権利委員会（調・圓入救済委員） 中学生アンケート実施 9月 全国自治体シンポジウム 2017（越前市）に参加 （安原救済委員・圓入救済委員・事務局） シーメイト消防訓練参加（相談員） 11月 町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例の啓発（事務局） 志免町文化祭（相談員・事務局） 町内学校訪問（安原・調・圓入救済委員） 12月 志免町子どもの権利フェスタ 2017 参加（相談員・事務局） 「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発（事務局） スキップだより 18 号配布（全小中学校・町内回覧）	救済活動:自己発意による調整 1件

2018年度 (平成三十年度)	4月 福岡市町村等児童相談関係職員研修 校長会出席（圓入救済委員） 5月 町内学校訪問（安原救済委員・圓入救済委員） シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（月1回） 7月 スキップだより19号配布（全小・中学校・町内回覧） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動 （志免東・志免西・志免中央・志免南小学校） 9月 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加（相談員） 11月 志免町文化祭（相談員・事務局） 子どもの権利フェスタ2018参加（相談員・事務局） 町内学校訪問（安原救済委員・調済委員） 1月 スキップだより20号配布（小中学校・町内回覧） 2月 全国自治体シンポジウム2017（宗像市）に参加（圓入救済委員・調済委員・事務局） 志免町幼稚園・保育園にクリアファイル・リーフレット・しおり配布（相談員） 3月 平成31年度出張スキップ概要説明に訪問（志免中央、志免南小）（相談員） 救済活動：相談に基づく支援 2件
2019年度 (令和元年度)	4月 新規採用職員向け子どもの権利条例研修（事務局による講話） 校長会出席（圓入救済委員） 5月 シーメイトこどもまつりに参加 6月 志免西小学校出張スキップ（全8回）志免中央小出張スキップ（全3回） スキップ便り21号、しおり配布（全小・中学校・町内回覧） 8月 夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小・志免東小学校）（志免中央小・志免南小学校） 子どもの権利委員会（圓入救済委員・柳救済委員） 9月 中学生アンケート・パンフレット配布 シーメイト消防訓練参加（相談員） 中学生アンケート回収（志免中・志免東中学校） 要保護児童相談関係職員研修受講（相談員）（12月13日までの計5回） 報告書配布（町内小中学校5校） 10月 志免南小学校出張スキップ（全2回） 11月 町内会会長会議において子どもの権利かるた大会報告（事務局） 1月 スキップだより22号配布（全小中学校、町内回覧） 情報セキュリティ研修会（相談員受講） 町内学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員） 2月 クリアファイル・リーフレット配布（全志免町中学校卒業生分） 3月 小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布（令和2年度分） 救済活動：相談に基づく支援 1件



2020年度 (令和2年度)	6月 7月 8月 9月 11月 12月 3月	新型コロナウイルス感染防止のための役場との会議 志免西小学校出張スキップ打ち合わせ 校長会出席（圓入救済委員） 志免中央小学校（コロナウイルス対応）出張スキップの打ち合わせ 志免中央小学校出張スキップ（全3回） 那珂川市から視察のため来室 スキップ便り23号、しおり配布（全小中学校） スキップ便り配布（町内回覧） 志免南小学校出張スキップ（全3回） 中学校アンケート・パンフレット・報告書配布・回収 志免西小学校出張スキップ（全5回） 志免町子育て支援課による傾聴及び児童福祉に関する研修 報告書配布（町内小学校4校） 子ども虐待対応セミナー研修への参加 福岡大学メディカルホール（講師 友田明美） 志免町内各中学校にスキップ紹介のお知らせ配布 スキップ便り24号配布（全小中学校 町内回覧） 学校教育課へのヒアリング クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分） 救済活動:相談に基づく支援 2件 学校教育課へのヒアリング 1件
2021年度 (令和3年度)	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 2月 3月	相談員への研修（子育て支援課事務局・調済委員） 学校教育課とのヒアリング 相談員への研修（圓入救済委員） 相談員への研修（柳救済委員） 志免西小学校 出張スキップ打ち合わせ 志免西小学校出張スキップ（全4回） 志免中央小学校出張スキップ（全4回） 志免南小学校出張スキップ（全3回） スキップ便り25号、しおり配布（全小中学校） 学校教育課とのヒアリング スキップ便り25号配布（町内回覧） 中学生アンケート配布（全中学校） 子どもの権利相談室報告書配布（全小中学校） 子どもの権利委員より圓入救済委員へのヒアリング 圓入救済委員・調済委員中央小学校訪問 スキップ便り26号配布（全小中学校） クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分） 救済活動:手紙相談に基づく支援 1件 学校教育課へのヒアリング 2件



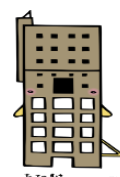
2022年度 (令和4年度)	4月	相談員への研修（子育て支援課事務局・調済済委員・圓入済済委員） 志免西小・東小・南小学校訪問（圓入済済委員・調済済委員）
	5月	志免東中・中央小学校訪問（圓入済済委員・調済済委員・柳済済委員） 志免中学校訪問（圓入済済委員） 相談員への研修（柳済済委員）
	6月	志免中央小学校出張スキップ（全4回） 中学生アンケート配布（志免東中学校） 志免西小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り27号・パンフレット・しおり配布（町内全小中学校）
	7月	志免南小学校出張スキップ（全3回）
	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西小・志免東小学校）（志免中央小・志免南小学校）
	9月	中学生アンケート配布（志免中学校） スキップ便り27号配布（町内回覧） 子どもの権利委員会（圓入済済委員・調済済委員・柳済済委員）
	10月	子どもの権利相談室報告書配布（全小学校） 志免東小学校出張スキップ（全3回）
	11月	スキップ便り28号配布（全小中学校） 子どもの権利相談室報告書配布（全中学校）
	1月	志免中・志免東中学校講演会（圓入済済委員・柳済済委員） スキップ便り28号配布（町内回覧）
	2月	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分）
	3月	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分）
	救済活動：手紙相談に基づく支援 4件	
2023年度 (令和5年度)	4月	志免西小・東小・中央小学校訪問（調済済委員・柳済済委員） 志免南小・志免東中・志免中学校訪問（圓入済済委員・柳済済委員）
	5月	中学生アンケート配布（志免東中学校）
	6月	志免西小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り29号・パンフレット・しおり配布（志免西・南・中央小学校） 志免東中学校講演会（3年生）（圓入済済委員） 志免南小学校出張スキップ（全3回）
	7月	志免東中学校講演会（1年生）（圓入済済委員） 志免中央小学校出張スキップ（全4回） スキップ便り29号・パンフレット・しおり配布（志免東小学校・全中学校）
	9月	子育て支援課事務局による相談員への研修 学校教育課とのヒアリング
	10月	中学生アンケート配布（志免中学校） スキップ便り29号配布（町内回覧） 子どもの権利相談室報告書配布（志免西・中央・東小学校）
	11月	志免東小学校出張スキップ（全3回） 子どもの権利相談室報告書配布（志免南小学校・全中学校） スキップ便り30号配布（志免東中学校）
	12月	志免中学校講演会（2年生）（柳済済委員）
	1月	スキップ便り30号配布（全小学校・志免中学校）
	2月	スキップ便り30号配布（町内回覧）
	3月	柳済済委員による相談員への研修 クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立中学校卒業生分） 圓入済済委員による相談員への研修 クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分）
	救済活動：手紙相談に基づく支援 4件 中学生アンケート相談に基づく支援 2件 学校教育課へのヒアリング 1件	

2024年度 (令和六年度)	4月	志免西小・中央小・志免中学校訪問（柳救済委員・調救済委員） 志免南小・東小・志免東中学校訪問（圓入救済委員・柳救済委員）
	5月	志免東中学校にアンケート用紙を配布～19日回収
	6月	志免東小学校 出張スキップ（全3回） スキップ便り 31号・パンフレット・しおり配布（町内全小中学校） 志免東中学校講演会（1年生）（圓入救済委員） 志免中央小学校 出張スキップ（全4回）
	7月	志免西小学校 出張スキップ（全4回） 志免西小学校 臨時出張スキップ スキップ便り 31号配布（町内回覧）
	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央・西小学校）（志免東・南小学校） 志免中学校にアンケート用紙配布
	9月	志免中学校のアンケート用紙回収 志免南小学校 出張スキップ（全3回）
	10月	スキップ便り 32号配布（志免東中学校） 子どもの権利委員会、相談室視察（圓入救済委員） 学校教育課とのヒアリング（圓入救済委員・調救済委員） 全小中学校 報告書配布
	11月	文化祭 権利条例冊子・パンフレット・しおり・スキップお手紙セット配布 マニフェスト大賞受賞研修会にて事例発表（調救済委員） マニフェスト大賞授賞式（圓入救済委員・調救済委員） NHK 情報番組「ロクいち！福岡」で、子どもの権利相談室の取り組みの紹介 志免中学校講演会（2年生）（柳救済委員）
	12月	スキップ便り 32号配布（全小学校・志免中学校）
	1月	スキップ便り 32号配布（町内回覧）
	2月	クリアファイル・リーフレット・挨拶状・しおり配布（全志免町立中学校卒業生分） 全国自治体シンポジウム（22～24日・愛知県名古屋市）参加（調救済委員・柳救済委員・事務局）・分科会で志免町の活動を発表（柳救済委員） クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分）
	毎月	救済委員会議（全12回）
		救済活動：救済申立て 1件 相談に基づく支援 2件 自己発意による調査 1件 中学生アンケート相談に基づく支援 1件 学校教育課へのヒアリング 1件



5 令和7年度（2025年度）の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	15	第1回救済委員会議
5	19	志免西・志免中央・志免南・志免東小学校訪問（安部救済委員・柳救済委員）
	26	志免・志免東中学校訪問（安部救済委員・土井救済委員・柳救済委員）
	29	第2回救済委員会議
6	4	志免南小学校 第1回出張スキップ（5・6年生） 志免東中学校に講演会アンケート・中学生アンケートを配布
	10	志免東中学校講演会（1年生）（柳救済委員）～18日回収
	18	志免西小学校 第1回出張スキップ（3・5年生）
	24	第3回救済委員会議
	25	スキップ便り33号・パンフレット・しおり配布（志免町内全小中学校）
7	2	志免東小学校 第1回出張スキップ（3・4年生）
	17	第4回救済委員会議
	19	「着替えアンケート」の実施（全小中学校にメール送信）
	29	「着替えアンケート」調査協力のお礼及び結果の伝達（志免東、志免西、志免中央小学校）
8	4	「着替えアンケート」調査協力のお礼及び結果の伝達（志免南小学校）
	6	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免中央・志免南小学校）
	20	夏休み地域子ども教室での啓発活動（志免西・志免東小学校）
	26	第5回救済委員会議
9	5	志免中央小学校 第1回出張スキップ（3・4年生） 志免中学校にアンケート用紙を配布～9月24日回収～11/5手紙の返信持参
	18	第6回救済委員会議
	24	志免南小学校 第2回出張スキップ（3・4年生）
	30	志免中学校アンケート配布
10	1	志免西小学校 第2回出張スキップ（2・4年生）
	16	第7回救済委員会議
	22	志免東小学校 第2回出張スキップ（1・2年生）～11/19手紙の返信持参 報告書配布（志免東中学校、志免南・志免東小学校）
11	5	報告書配布（志免中学校、志免中央・志免西小学校）
	12	講演会アンケート配布（志免中学校）
	13	志免中学校講演会（2年生）（柳救済委員）
	14	志免中央小学校 第2回出張スキップ（5・6年生） スキップ便り34号配布（志免南・志免中央小学校）
	18	第8回救済委員会議
	19	スキップ便り34号配布（志免東小学校）



11	20 26	スキップ便り 34 号配布（志免西小学校） スキップ便り 34 号配布（志免・志免東中学校） 志免南小学校 第 3 回出張スキップ（1・2 年生）
12	12 18	志免西小学校 第 3 回出張スキップ（6 年生） 第 9 回救済委員会議
1	9 15 28	志免中央小学校 第 3 回出張スキップ（1・2 年生） 第 10 回救済委員会議 志免東小学校 第 3 回出張スキップ（5・6 年生） クリアファイル・リーフレット・挨拶状・しおり配布（志免東中学校卒業生分）
2	4 6 10 17 20	志免西小学校 第 4 回出張スキップ（1 年生） クリアファイル・リーフレット・挨拶状・しおり配布（志免中学校卒業生分） 全国自治体シンポジウム（6～8 日・埼玉県三芳町）参加（柳救済委員） 志免東小学校臨時訪問面談 第 11 回救済委員会議 志免中央小学校 第 4 回出張スキップ（6 年生）
3	11 19	クリアファイル・リーフレットを配布（全志免町立小学校新入生分） 第 12 回救済委員会議

自己発意による調査(前年度から継続)1 件

勧告後のフォローアップ 1 件

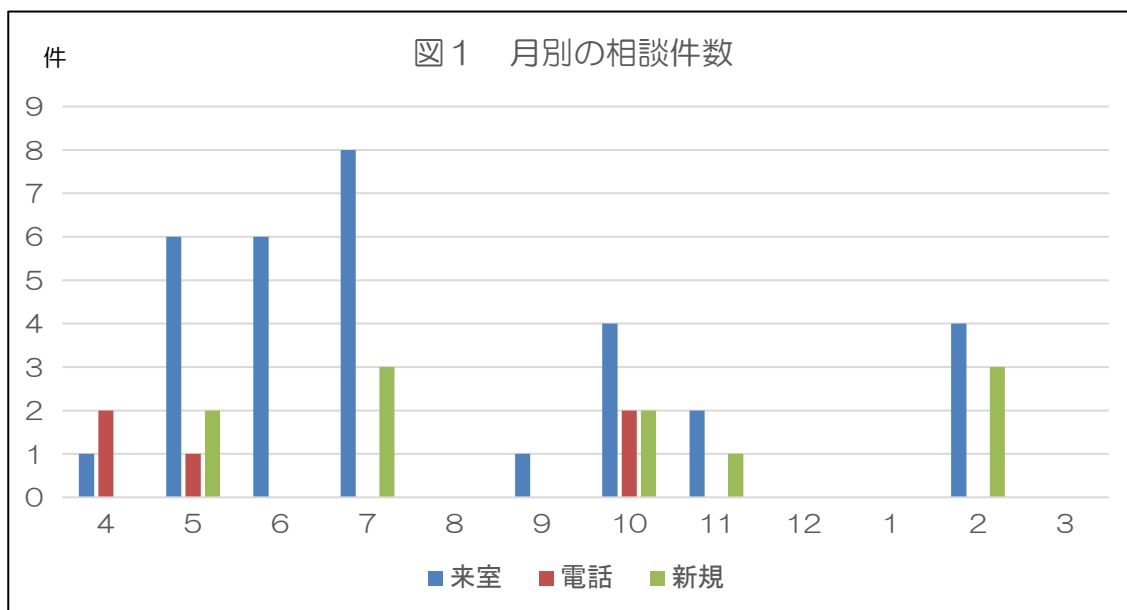
中学生アンケートに基づく支援 1 件

手紙相談に基づく支援 1 件

Ⅱ 活動報告

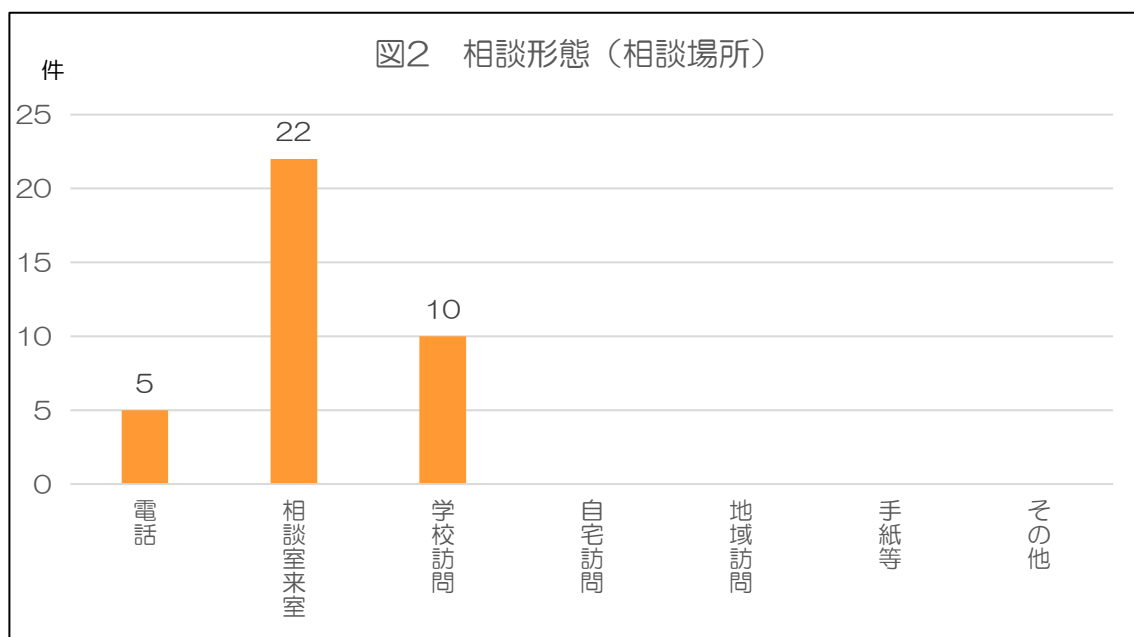
1 子どもの権利相談室の相談活動

令和7年4月1日より令和8年3月31日までに、「志免町子どもの権利相談室（スキップ）」で対応した相談はのべ37件でした。そのうち、新規の相談は11件、継続の相談は26件でした。月別の相談件数は、図1の通りでした。

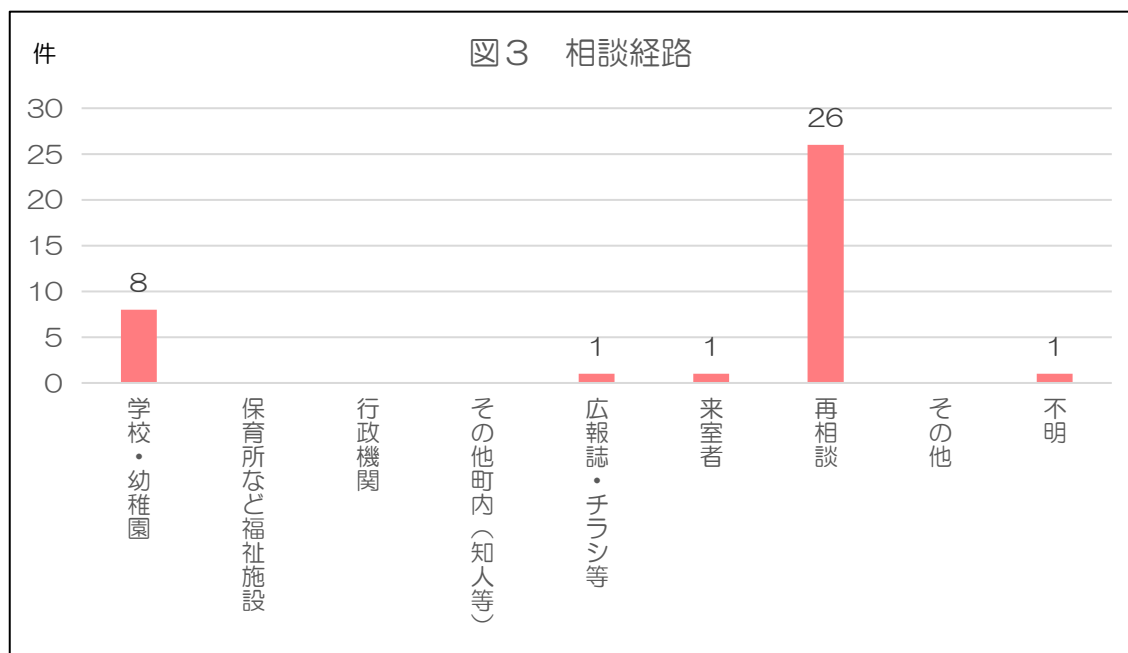


相談の形態または対応場所については、図2の通り、「電話」による相談が37件中5件、「来室」による面談が22件、「学校訪問（小学校への出張相談）」での面談は10件でした。

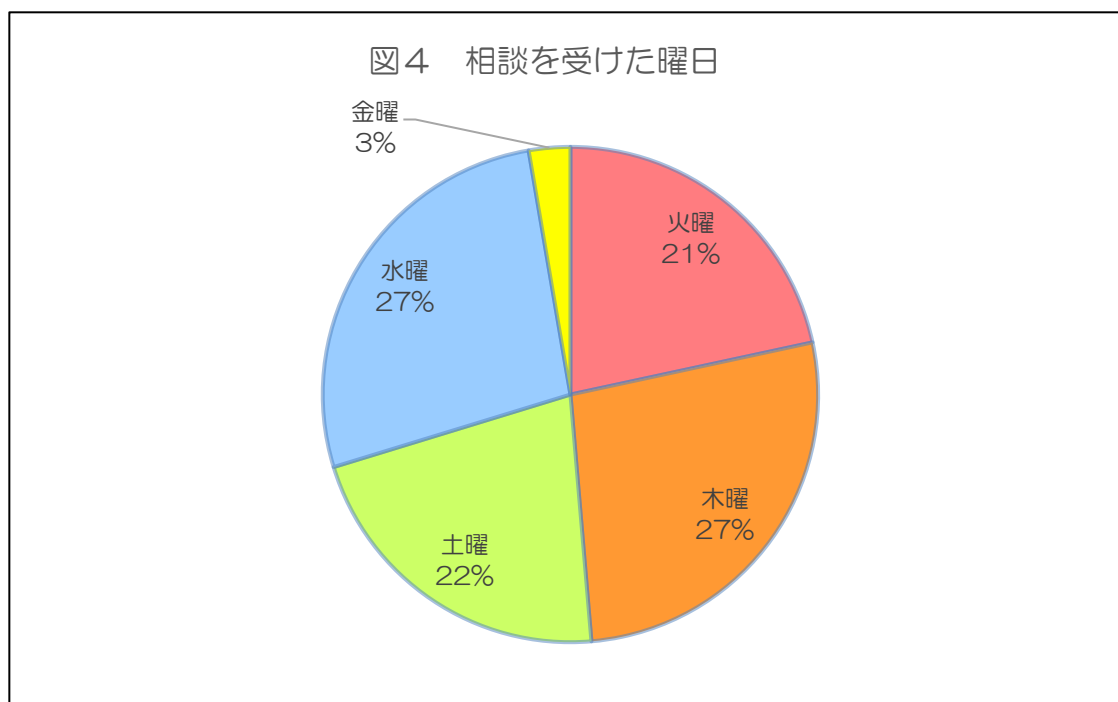
志免町子どもの権利相談室（スキップ）では、小学校への出張スキップ（面談または手紙での相談）を行っています。



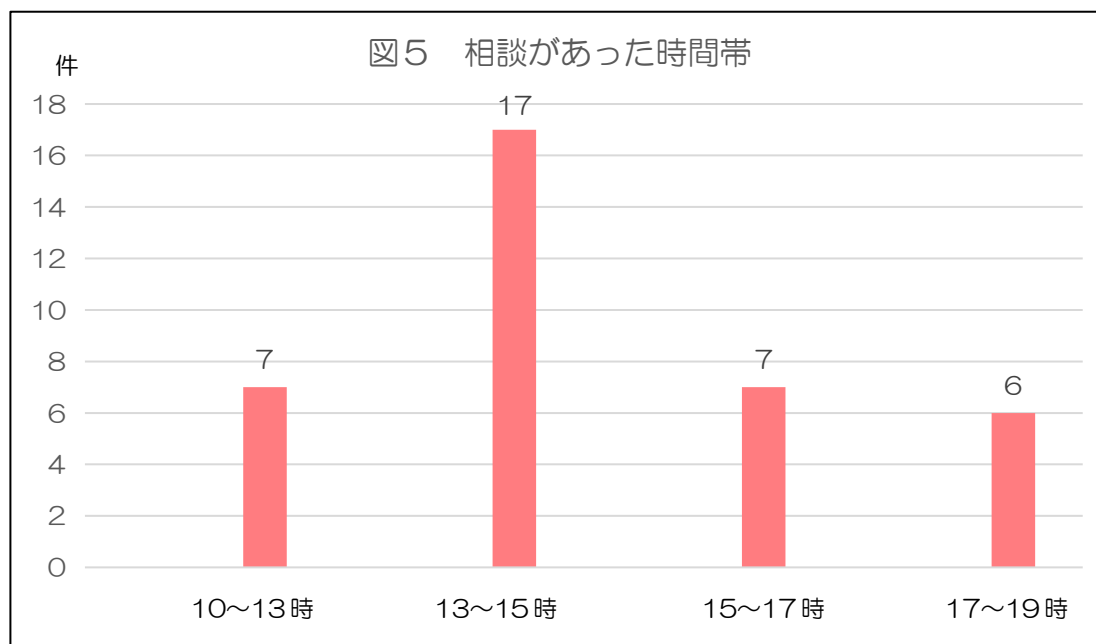
相談経路についてみると、図 3 に示す通り、新規相談は学校・幼稚園が最も多く 8 件でしたが、全体を見ると再相談が 26 件と最も多い状況でした。



相談を受け付けた曜日は、図 4 に示す通り、水曜日と木曜日が若干多いですが、おおむねどの曜日も均一になりました。開室日は火、木、土ですが、水曜日と金曜日の相談は出張スキップの際に受け付けたものです。

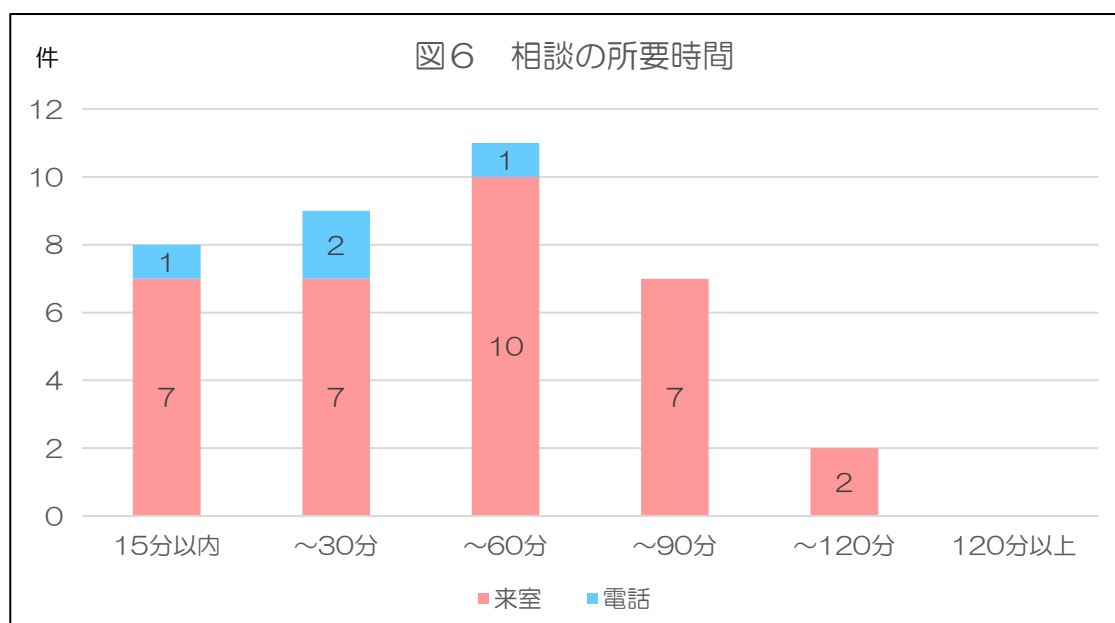


相談があった時間帯は、図5の通り、13時～15時が17件、10時～13時と15時～17時が7件、17時～19時が6件でした。

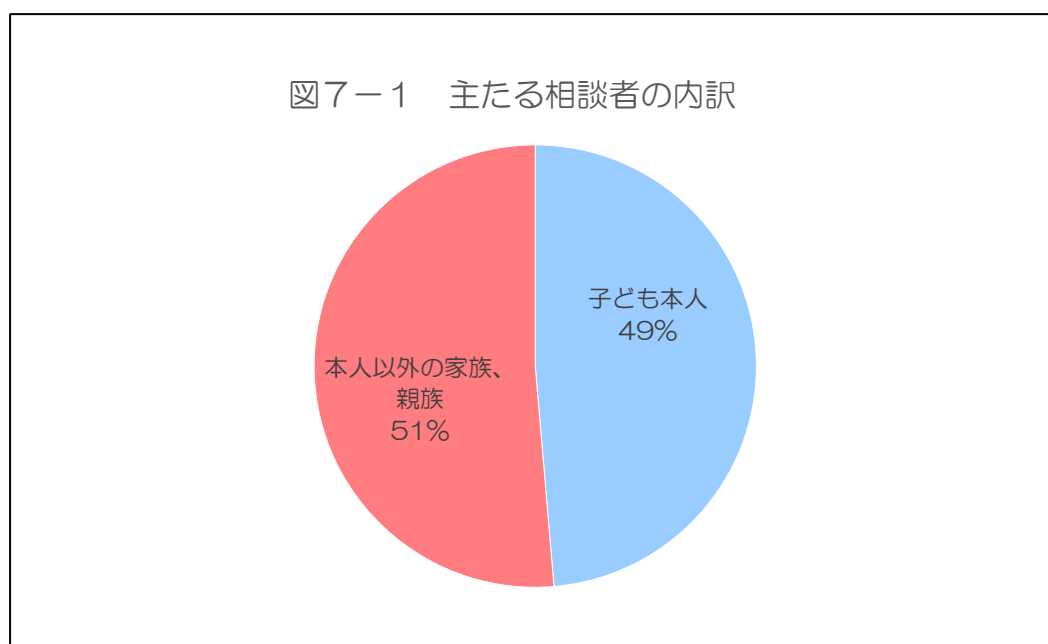


志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なります。火・木曜日は13時～19時、土曜日は10時～17時です。小学校への出張相談は水・金曜日の昼休み（13時～14時頃）に行っています。

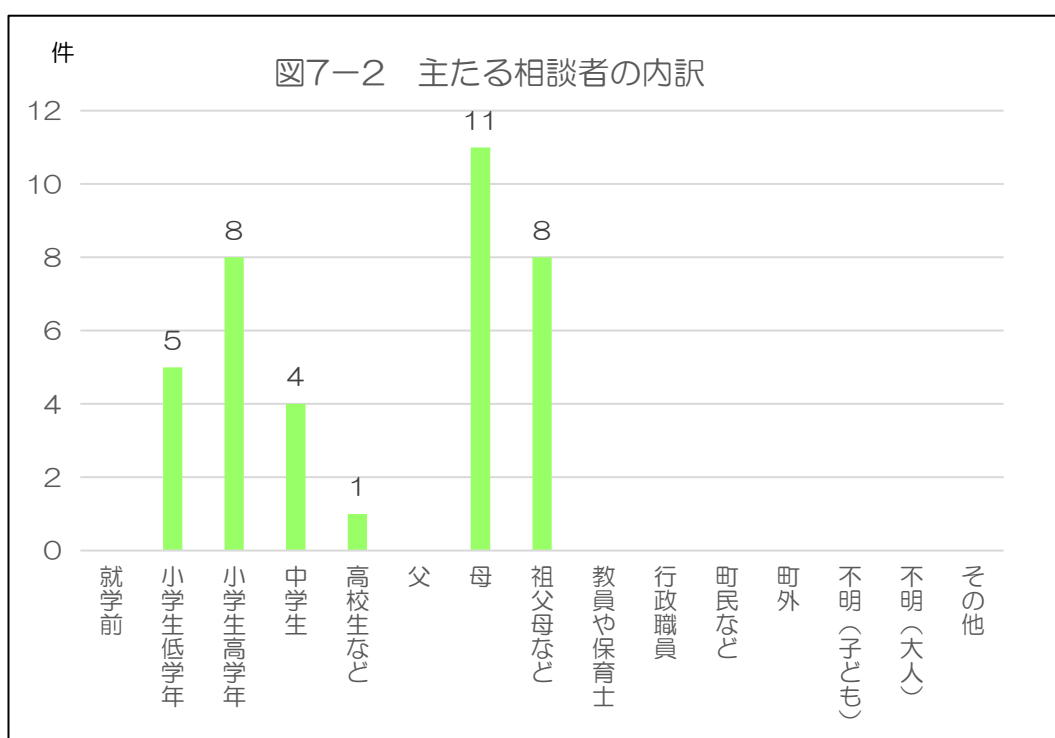
相談の所要時間としては、図6の通り30分～60分が最も多く、37件中11件でした。次いで30分以内、15分以内でしたが、90分以内が7件、120分以内が2件ありました。



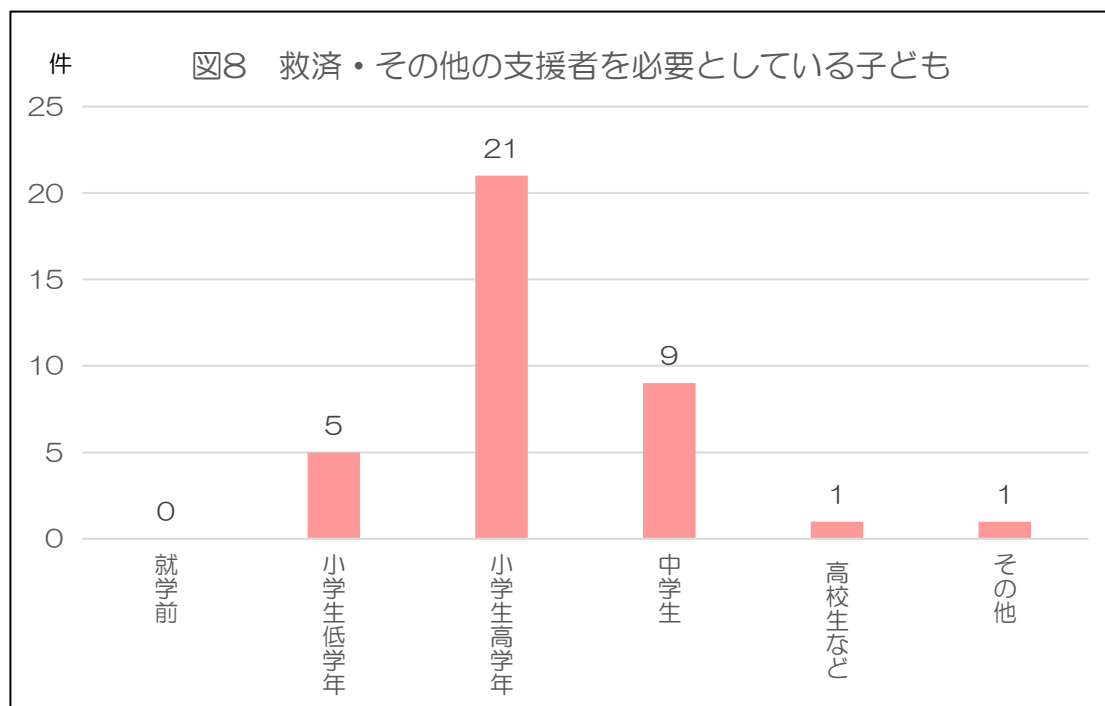
主たる相談者の内訳は、図 7-1 のとおり、「子ども本人」が46％（18 件）、「本人以外の家族、親族」は51％（19 件）で、それ以外の相談はありませんでした。



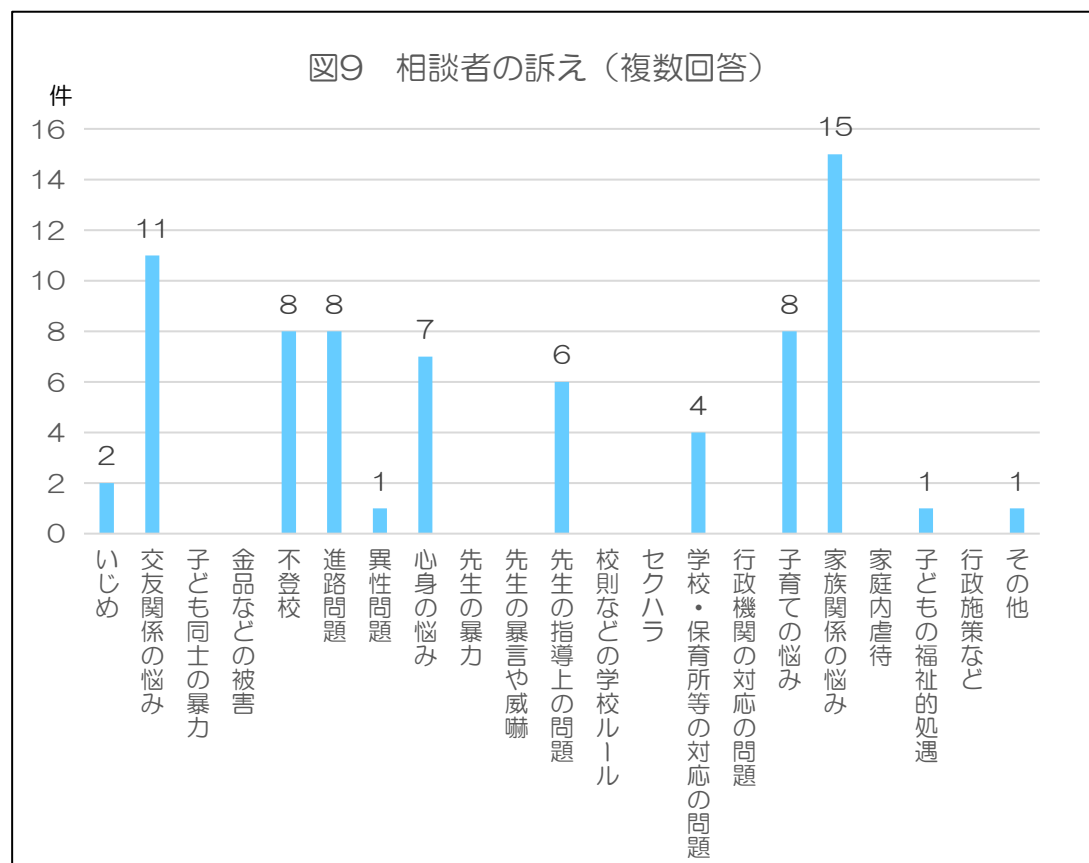
主たる相談者の内訳では、図 7-2 のとおり延べ人数ではありますが「母」が一番多く、次いで「小学校高学年」や「小学校低学年」と小学生からの相談が多かったです。「祖父母」も含め家族からの相談件数が多くなっていることで、少しずつ相談室の認知度が上がっているように見受けられました。



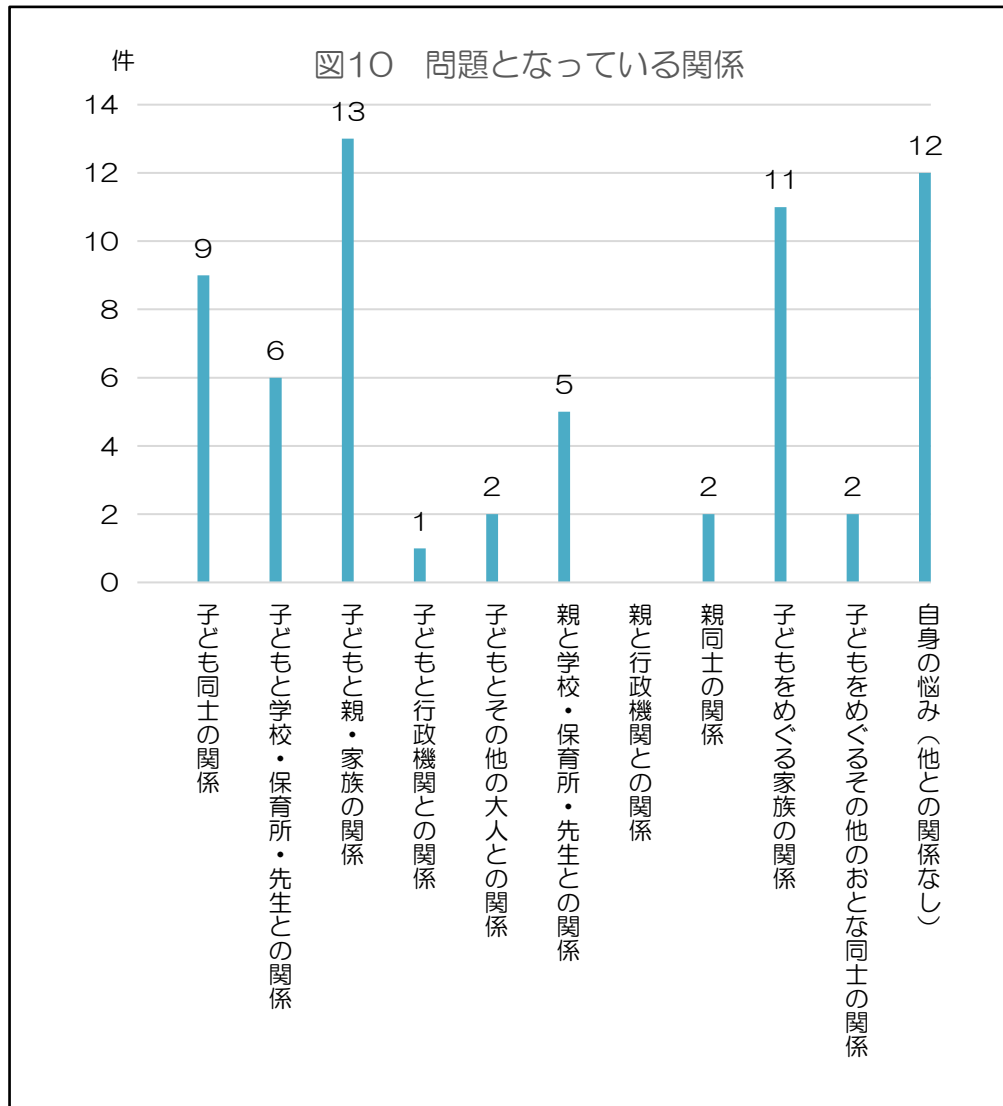
令和7年度よせられた相談の対象者は、図8の示すとおり、「小学校高学年」が21件で最も多く、次いで「中学生」が9件でした。



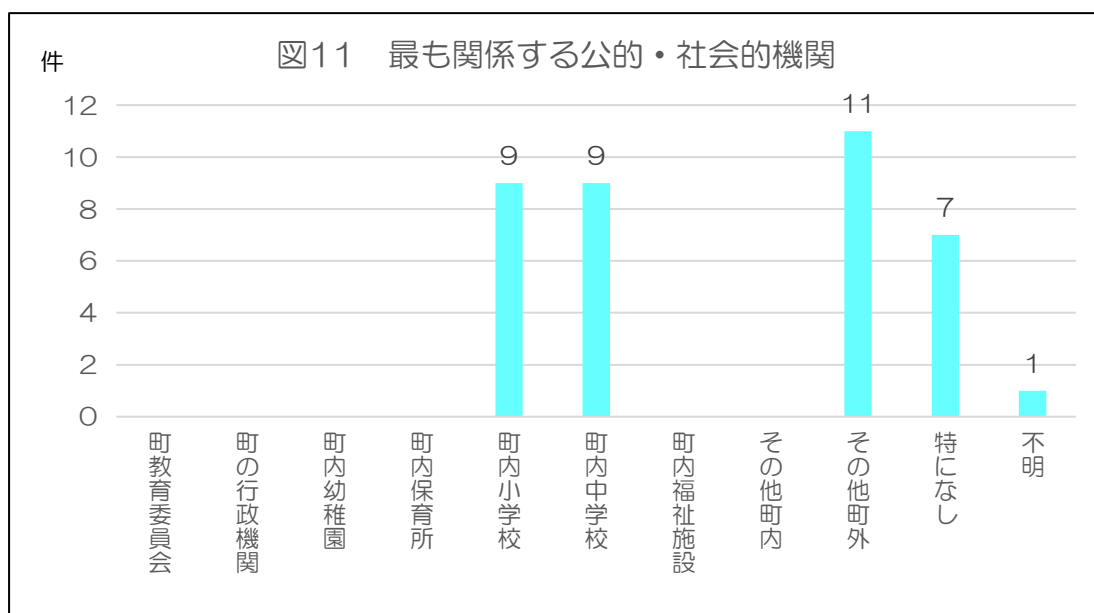
相談内容は、図9に示すとおり「家族関係悩み」が15件で最も多く、次いで「交友関係の悩み」が11件、「不登校」「進路問題」「子育ての悩み」が8件となっていました。



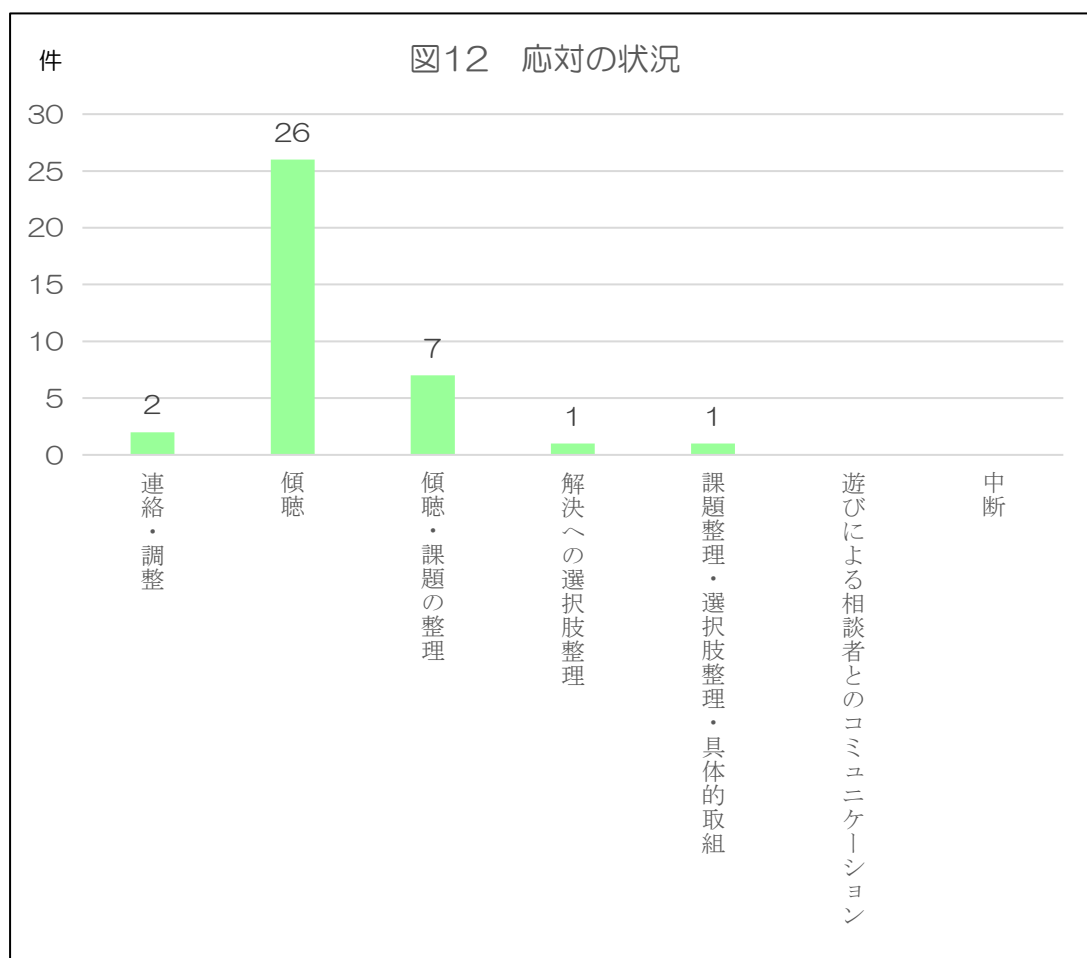
相談者の訴えをもとに、問題となっている関係をみると、図 10 の通り、「子どもと親・家族の関係」が 13 件最も多く、次いで「自身の悩み」12 件、「子どもをめぐる家族の関係」11 件と続きました。昨年までと比較して学校関係や交友関係よりも家族関係で悩む相談者が多く見られました。



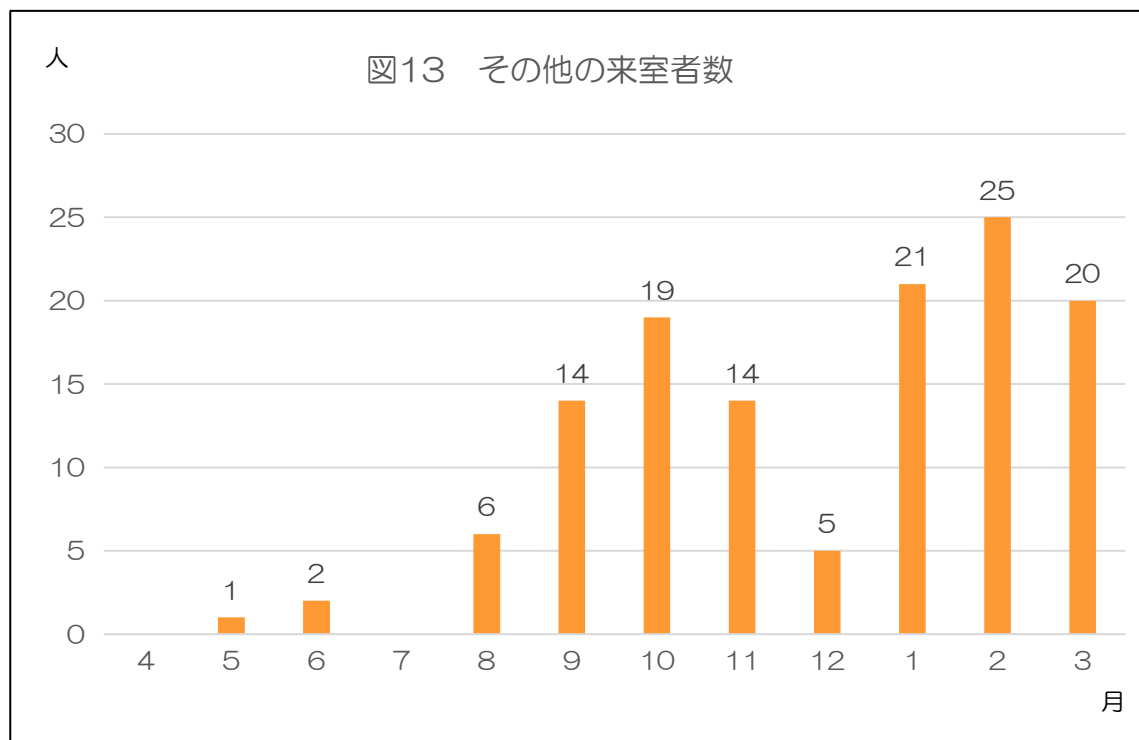
相談者の相談内容に、最も関係すると考えられる機関は、図 11 の通り、「その他町外」が最も多かったのですが、相談の途中で転居があり、その後も相談を継続したことで、こうした結果となりました。



相談者の対応の状況の内訳は、図 12 の通り「傾聴」が最も多く 26 件でした。



その他の来室者数（相談以外）は、のべ 127 人でした。昨年に比べ、100 人近く増え、子どもたちの身近な存在になっていることがうかがえました。



【シーメイト内 子どもの権利相談室スキッツ】



スキッツ入口



遊びのコーナー



相談スペース



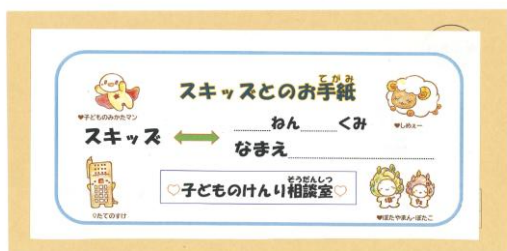
2 出張スキップ（志免西小学校・志免中央小学校・志免東小学校・志免南小学校）

子どもの権利条例は、志免町に住むすべての子どもたちのためにあり、相談室も志免町に住む子どもたち全員に利用する権利があります。しかし、シーメイトのスキップに子どもだけで来室できるのは、シーメイトが校区内にある志免東小学校の子どもたちのみです。この不平等な状態の改善は長年の願いでしたが、各学校の協力を得て、学校へ出張による子どもの権利相談室（出張スキップ）を行えるようになりました。

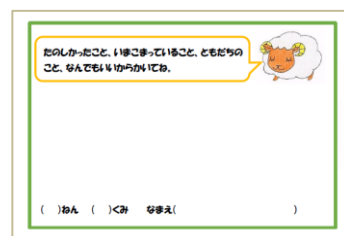
平成25年度から志免西小学校、令和元年度からは、志免南小学校と志免中央小学校でも出張スキップを行っています。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、シーメイトの休館や来室者の制限など、子どもたちの来室ができなくなることがありました。そこで、令和4年度からは、校区の志免東小学校でも出張スキップを実施することになり、これにより志免町内すべての小学校で行うことになりました。

・お手紙交換

令和2年度からはじめたお手紙の交換も定着してきて、子どもたちからのたくさんの声が聴けるようになりました。悩みだけではなく、日頃感じている楽しいことなども書いてほしいと伝えてあるので、悩みがある子も目立つことなくお手紙をポストに入れることができます。相談員と救済委員で、子どもたちの思いと向き合いながら、手紙の返事を書いています。このお手紙交換を通じて、困った時には話することができるような、身近な存在になるための関係作りができたと思います。



【封筒】



【便せん】

・令和7年度の実施と感想

令和7年度の出張スキップでは、以前に比べて子どもたちが打ち解けて話しかけてくれることが増えました。また、お手紙に丁寧にスキップのキャラクターの絵を描いたり、折り紙で作った作品を入れてくれる子もいました。手作りのお守りをスキップのために作ってくれる子もいて子どもたちの思いやりに感激しました。



【スキップ手紙受付】



【手紙投函用ポスト】

【クラスに掲示するポスター（中学年用）】

【手紙の返事と一緒に入れるしおり】

ねんせい
3・4年生のみなさんへ

みんなの気持ちをお手紙にかいて
みませんか！スキッスにお話し
してみたいことや、そうだんでも
いいですよ！

てがみ
お手紙をかいてくれたお友達には、
おへんじとスキッスの「キャラクター
のしおり」をプレゼントします！

スキッスが**9月3日（水）の昼休み**
ポストを持ってきます。
お手紙をかいたら**視聴覚室のポスト**に
いれにきてね！

おてがみ
まっています！




お返事用封筒に入れるしおりは4種類あります。
子どもたちの中には自分のお気に入りのキャラク
ターがいる子もいて、中でも「たてのすけのしお
りをください。」と、志免町のシンボル豎坑櫓をモ
チーフにした「たてのすけ」が一番人気でした。
しおりの裏面には相談室の場所や開室時間などを
記入しています。

【お手紙交換を行う際、先生に子どもたちに読んでもらう読み上げ文】

子どもたちに、手紙の封筒、便せんを配布していただく際の
「先生方の読み上げ文」

いまから、志免町子どもの権利相談室スキッスのお手紙交換の封筒と
便せんを配ります。志免町には、「**子どもの権利条例**」があります。
スキッスは、子どもの声を聞いて、子どもの権利を守るためにつくられた
相談室です。スキッスの相談員さんに、聞いてほしいことがある人は、
この紙を書いて、封筒に入れてのり付けをしてください。

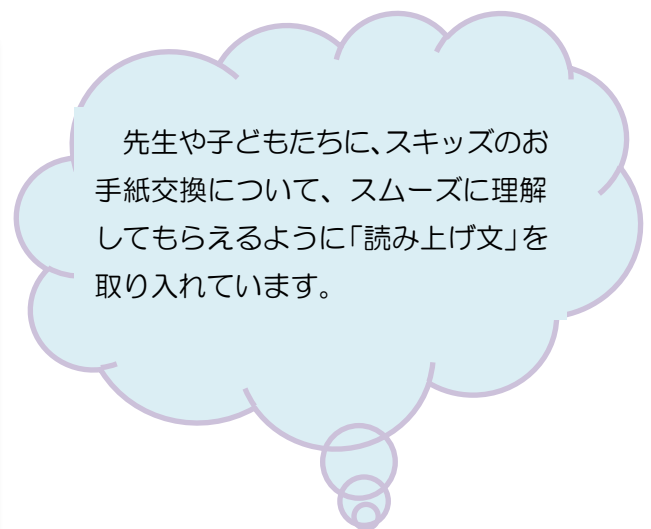
2月20日（金）に相談員さんが **視聴覚室** で、
待っているの、みなさんが一人一人ポストに入れに行ってください。

【相談員さんからのメッセージです】

嬉しかったことや楽しかったこと、嫌だったことや困ったことなど、
何を書いてもかまいません。ぜひ、書いてくださいね。みなさんの
色々な声を聞けることを楽しみにしています。

お手紙を書いてくれたお友達には、相談員からのお返事があります。
しおりのプレゼントもありますよ。楽しみに待っていてくださいね。

先生方、ご協力ありがとうございます。
ございます。

先生や子どもたちに、スキッスのお
手紙交換について、スムーズに理解
してもらえるように「読み上げ文」を
取り入れています。



【志免西小学校 出張スキップ】

・志免西小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	6月 18日	(水)	3・5年生	173名
第2回	10月 1日	(水)	2・4年生	148名
第3回	12月12日	(水)	6年生	42名
第4回	2月 4日	(水)	1年生	95名
参加人数合計				458名



(手紙での相談 113名)



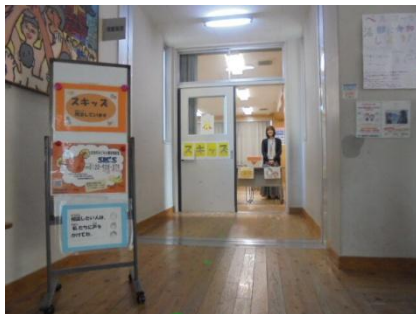
○出張スキップ開室時間 13:25~14:10 (昼休み)

○出張スキップ開室場所 多目的室

【志免中央小学校 出張スキップ】

・志免中央小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	9月 5日	(金)	3・4年生	53名
第2回	11月14日	(金)	5・6年生	41名
第3回	1月 9日	(金)	1・2年生	60名
第4回	2月20日	(金)	6年生	31名
参加人数合計				185名



(手紙での相談人数 49名)



○出張スキップ開室時間 12:45~13:25(昼休み)

○出張スキップ開室場所 視聴覚室

【志免東小学校 出張スキップ】

・志免東小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	7月 2日	(水)	3・4年生	81名
第2回	10月2日	(水)	1・2年生	74名(4年生1名)
第3回	1月 28日	(水)	5・6年生	34名(4年生1名)
参加人数合計				189名



(手紙での相談 41名)



○出張スキップ開室時間 13:25~14:05 (昼休み)

○出張スキップ開室場所 図工室

【志免南小学校 出張スキップ】

・志免南小学校での出張スキップの参加人数と相談

第1回	6月 4日	(水)	5・6年生	22名
第2回	9月 24日	(水)	3・4年生	39名
第3回	11月 26日	(水)	1・2年生	82名
参加人数合計				143名



(手紙での相談 31名)



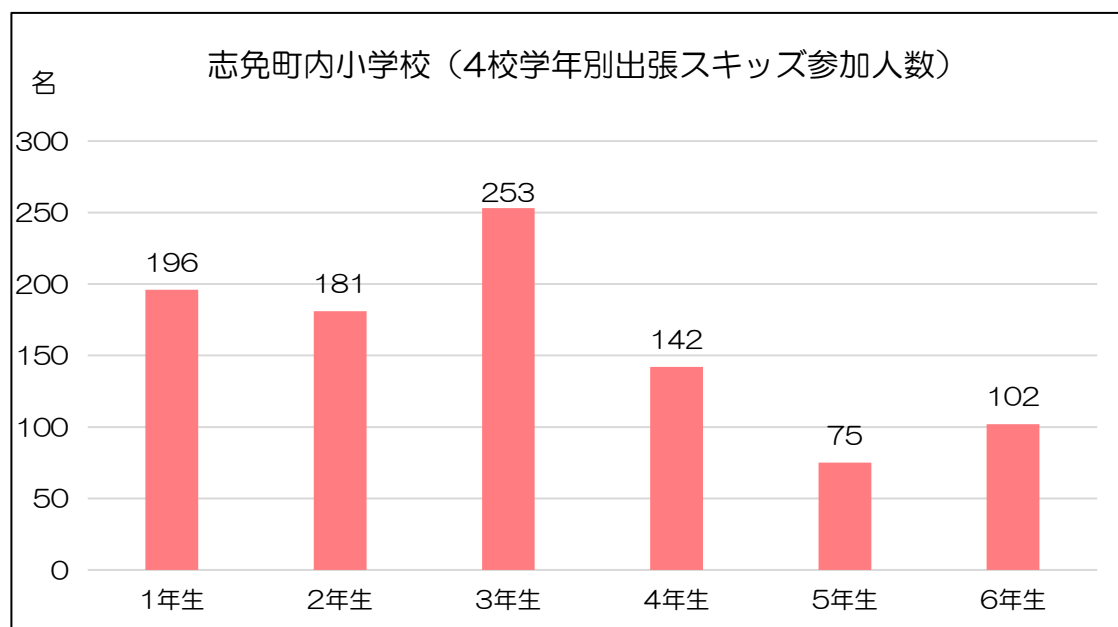
○出張スキップ開室時間 13:25~14:05(昼休み)

○出張スキップ開室場所 視聴覚室

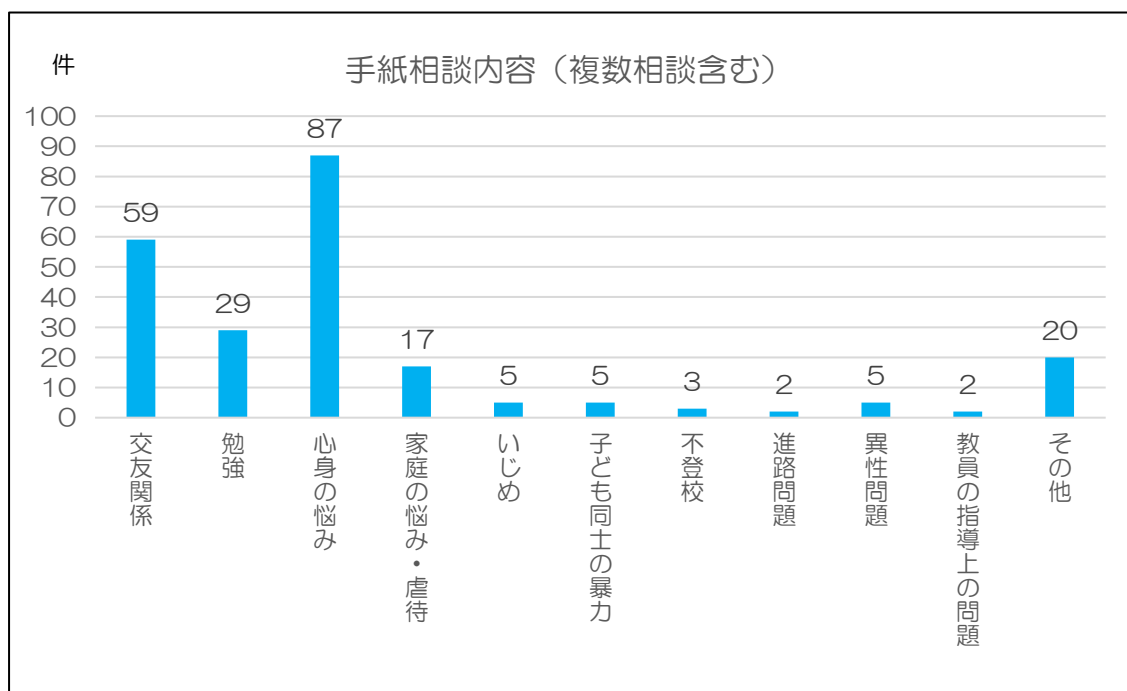
3 出張スキップでの手紙による子どもたちの参加や相談について

出張スキップでの手紙のやりとりは 909 件あり、そのなかで救済委員や相談員が助言やアドバイスが必要と考え、手紙相談として対応した人数は 234 名でした。

出張スキップでの参加が特に多かった学年は、1 年生でした。



先生についての相談はほとんどなく、適切な指導と良好な関係が維持されている様子がかえりました。その他の相談の中には、習い事などのスキルを上達させるにはどうしたら良いかなど向上心からくる相談も 18 件含まれています。相談以外の手紙も多いことから、実際に相談のある子どもたちは手紙で相談しやすくなっていると思われます。



4 広報活動

夏休み地域子ども教室（チャレンジ広場）での啓発活動

日時：令和7年8月	6日（水）	中央小	10:00～11:30（26名）
		西小	13:00～14:20（16名）
8月20日（水）		東小	10:00～11:30（26名）
		南小	13:00～14:20（23名）

1. 活動内容

地域子ども教室（チャレンジ広場）は、夏休み期間の子どもの居場所づくりの一環として実施しています。その活動の一つとして、「志免町子ども権利条例」や「子どもの権利相談室（スキッズ）」の広報活動を行っています。

チャレンジ広場での広報活動は「志免町子ども権利条例」について説明を行ったり、「スキッズ」について知ってもらったりすることをねらいとしています。また、人権に関するペープサートを使った寸劇や、心があたたかくなるような紙芝居などを実施することで、子ども達の人権意識の向上を図ります。

2. チャレンジ広場の当日の流れについて

- ① 「子どもの権利」ってなに？
- ② 「スキッズ」って、どんなところ？
- ③ キャラクター紹介・クイズ
- ④ 質問コーナー
- ⑤ 紙芝居「あしなが」



子どもたちは、志免町の権利条例、相談室の紹介についてのパネルやペープサートを使ったお話を真剣に聞いてくれました。子どもたちが大好きなスキッズのキャラクターを紹介やクイズの場面では、子どもたちが積極的に手を挙げて発言するなど楽しい時間となりました。

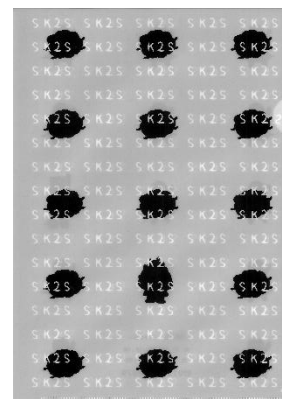
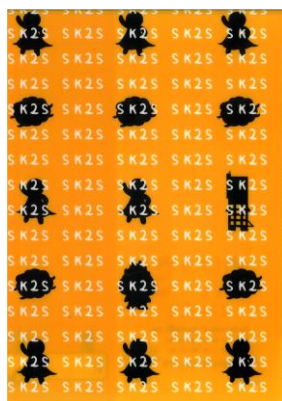
また、チャレンジ広場での説明を聞いて「子どもの権利」について初めて知ったという子どもたちも多く、こうした地道な活動の大切さを感じました。

【相談室（スキズ）からの配布物】

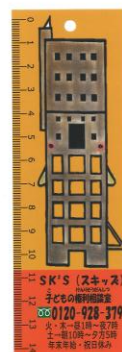
志免町子どもの権利相談室（スキズ）のことを、たくさん子どもたちに知ってもらうために、しおり、パンフレットの配布を行っています。また、年に2回、小中学校の各クラス掲示用として、スキズ便りを配布しています。しおり、パンフレットは小中学校の全児童・生徒に配りました。

また、シーメイトや志免町の子育て支援センター、図書館にも、しおりやパンフレットを配布したり、設置したりしています。

今年度行われた啓発活動でも、パンフレットやしおり、条例リーフレット、権利条例冊子等を配布しました。



小学生向けクリアファイル・条例リーフレット・中学生向けクリアファイル



パンフレット

しおり

【イベントなどでの配布】

配 布 先 ・ 配 布 場 所	配布月など	しおり	条例リーフレット	スキッツの パンフレット	クリアファイル	条例冊子	スキッツ便り	報告書	ぬり絵
小中学校に配布	7月	4,632		4,632			136		
町 内 回 覧	11月						1,900		
小中学校に配布	11月						136	72	
中 学 卒 業 生	2月	550	550	550	550				
小学校入学児童	3月	440	440	440	440				440
スキッツドア前	随時	60		60			2		
子育て支援センター				530					
シ ー メ イ ト		30		60			4		
来 室 者		10							
出張スキッツ		250							
チャレンジ広場	8月	100	100		100				100
シンポジウム	2月	100		100				100	
文 化 祭	11月	60	60	60					
職 員 研 修	4月	10	60		20	60			
志免町子どもの 権 利 委 員 会	10月							8	
子ども実行委員	7月	14	14		14	14			
そ の 他	随時								
合 計	18,008	6,256	1,224	6,432	1,124	74	2,178	180	540



救済委員による志免東中学校・志免中学校人権教育学習講演会

講演テーマ：みんなにある 子どもの権利



～志免町子どもの権利条例を知ろう～

志免東中学校の1年生、志免中学校の2年生を対象に、人権教育学習講演会が行なわれました。今年度の講師は、両校ともに救済委員の柳先生が担当されました。

子どもの権利について分かりやすくクイズを交えながら、「幸せ」とは何か、「人権」とは何かということをみんなで学びました。

また「いじめ」はどうしていけないのか。「いじめ」を減らすためにはどうしたらいいかなどを具体的に考える機会となりました。

令和7年度 6月10日（火） 14:50～15:50 志免東中学校（1年生）

11月13日（木） 9:50～10:40 志免中学校（2年生）

志免東中学校（ランチルームにて）

志免中学校（体育館にて）



（志免東中1年生 114名）

○今日の話はわかりましたか？

- | | |
|-------------|-----|
| ・わかった | 77名 |
| ・だいたいわかった | 35名 |
| ・あまりわからなかった | 1名 |
| ・わからなかった | 1名 |

（志免中2年生 291名）

○今日の話はわかりましたか？

- | | |
|-------------|------|
| ・わかった | 189名 |
| ・だいたいわかった | 101名 |
| ・あまりわからなかった | 1名 |
| ・わからなかった | 0名 |

感想・自分が暮らせているのはたくさんの人の
支えがあると分かった。
・自分は権利で守られていると分かった。
・悩みは抱え込まず相談しやすい先生とか
に話したいと思った。

・自分らしく個性を大事にしたいと思った。
・いじめは、絶対にダメで命につながる問題だ
と分かった。
・生まれたときから誰にも人権があって、それ
を大事にしなければいけないと思った。

5 中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート

令和7年、志免東中学校では6月、志免中学校では9月に、志免町内の中学生（1272名）を対象に、「子どもの権利」に関するアンケートを実施しました。

このアンケートでは、志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうかなどについて尋ねました。また、悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室への質問や相談が記入できる場所を設けています。

令和5年度からは、学校での気になる校則や決まりについて、中学校でスキズの出張相談があったら相談したいと思うかについても記入してもらうことになりました。

【アンケート表紙】

♪ みなさんこんにちは ♪

志免町子どもの権利相談室 SK²S（スキズ）です。

（SK²S という名称は志免町に住む中学生が考えてくれました！）

平成19年4月に「志免町子どもの権利条例」（司のきまり）が施行され
それをもとに「志免町子どもの権利相談室」SK²S（スキズ）ができました。

今回のアンケートは、条例と相談室（スキズ）について
みなさんがどれくらい知っているかを調べるものです。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

中学生のみなさんへ

あれこれ悩むコトがいっぱいあるよね
親や友だちに言えないコト
でも誰かに聞いてもらいたいとき
気軽にスキズに来てね♪
電話してね♪





中学生のみなさんへ

アンケートを記入し、各自で封をして
提出してください。

内容を見られることはありません。
安心して答えてくださいね。

ぼたやまん・ぼたこ

あてはまるものに○をつけ
てください。

あなたの学年は？

（ 1 ・ 2 ・ 3 ） 年



しめえ～

SK²S（スキズ）は、みなさんに利用してもらうための相談室です。

困った時、悩んだりした時、遠慮なく相談して下さい。

相談員がみんなの話をしっかり聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。

秘密は守ります。みなさんの力になりたいと思っています。

♡ 志免町子どもの権利相談室 スキズ ♡

開いている日

火・木曜日 昼1時～夜7時

土曜日 朝10時～夕方5時

TEL 0120-928-379（無料！）

志免町総合福祉施設 シー・メイト内



シー・メイト1階

相談室

入口

志免町子どもの権利相談室 SK²S（スキズ）



【アンケート内容全文】

1) 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？
知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① 知っている → 1 ミツ餅りパンフレット 2 クリアファイル 3 しおり
② 知らない → 4 出張スキップ（お手紙交換） 5 スキップだより
6 学校の授業 7 その他（ ）

2) 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？
① 知っている ② 知らない

3) 「志免町子どもの権利相談室 SKPS（スキップ）」を知っていますか？
知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① 知っている → 1 ミツ餅りパンフレット 2 クリアファイル 3 しおり
② 知らない → 4 出張スキップ（お手紙交換） 5 スキップだより
6 学校の授業 7 その他（ ）

4) スキップがシーメイトの中にあるのを知っていますか？
① 知っている ② 知らない

5) スキップに、行ったことや、電話したことがありますか？
① ある ② ない

6) スキップは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？
① 知っている ② 知らない

7) スキップは、フリーダイヤル（無料）で電話相談できることを知っていますか？
① 知っている ② 知らない

8) スキップには、救済制度（困って助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に解決をめざす制度）があることを知っていますか？
知っている人は、どうやって知りましたか？（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）

① 知っている → 1 ミツ餅りパンフレット 2 クリアファイル
② 知らない → 3 出張スキップ（お手紙交換） 4 スキップだより
5 学校の授業 6 その他（ ）

9) あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？
① ある ② ない ③ わからない

10) あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？
（あてはまるものはいくつでも○をつけてください）
① いる [親 さようだい 先生 友達 その他（ ）]
② いない ③ わからない

11) もし悩みがあるときはスキップに相談しようと思いますか。
① 思う →
② 思わない

12) 中学校で、スキップの出張相談があったら、相談したいと思いますか？
① 思う ② 思わない

13) 学校の校則やきまりで気になることはありますか？ あったら真面目に記入してください。

14) スキップに質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。
お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。お返事のいらない人は、
名前を記入しなくても大丈夫です。中身が読えないようにしてお返事を出します。
みんなの秘密は必ず守られます。だから安心して書いてください。
学年 組 名前（ ）

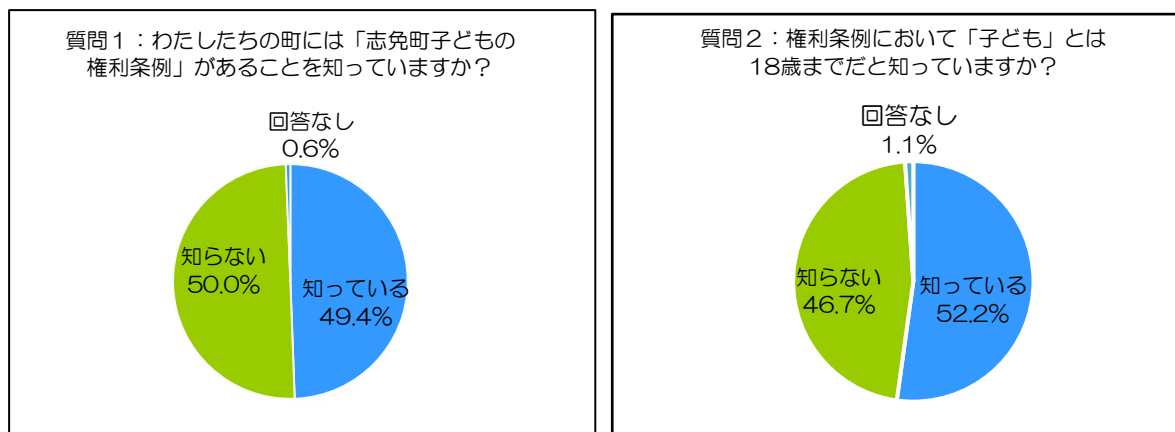
アンケートにご協力いただきありがとうございます。

【相談してくれた生徒に配布するしおり】

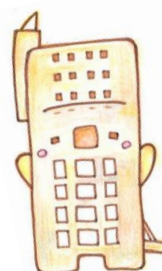
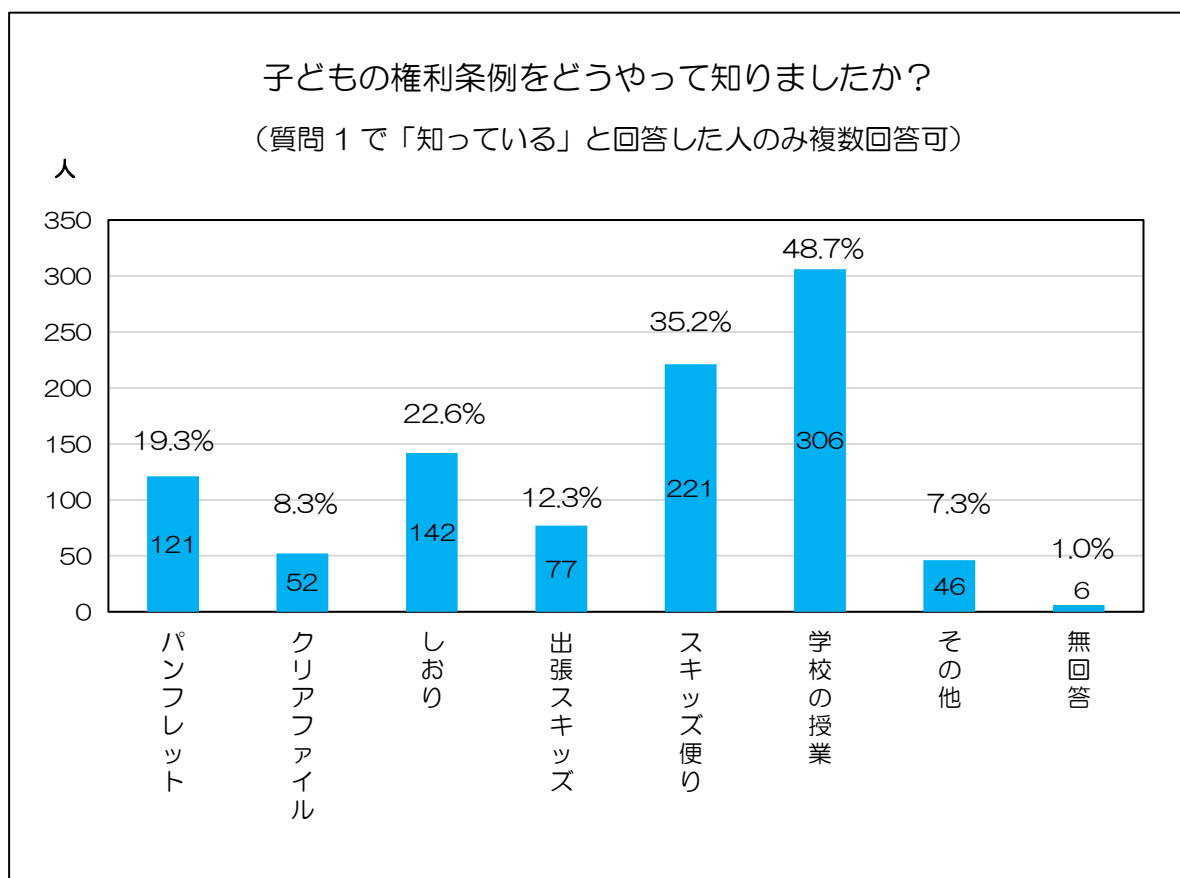


※ しおりの裏面には、相談室の場所、開室日や時間を記入しています。

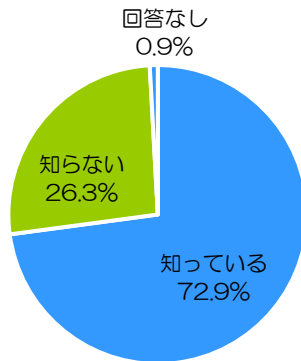
アンケート結果を集計し、質問項目ごとにグラフで以下に示します。



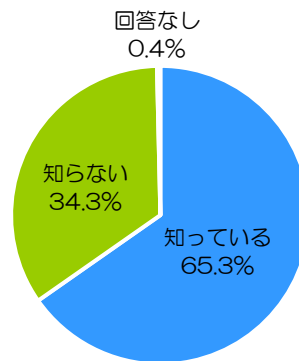
質問1で「知っている」と答えた411人の割合（複数回答可）



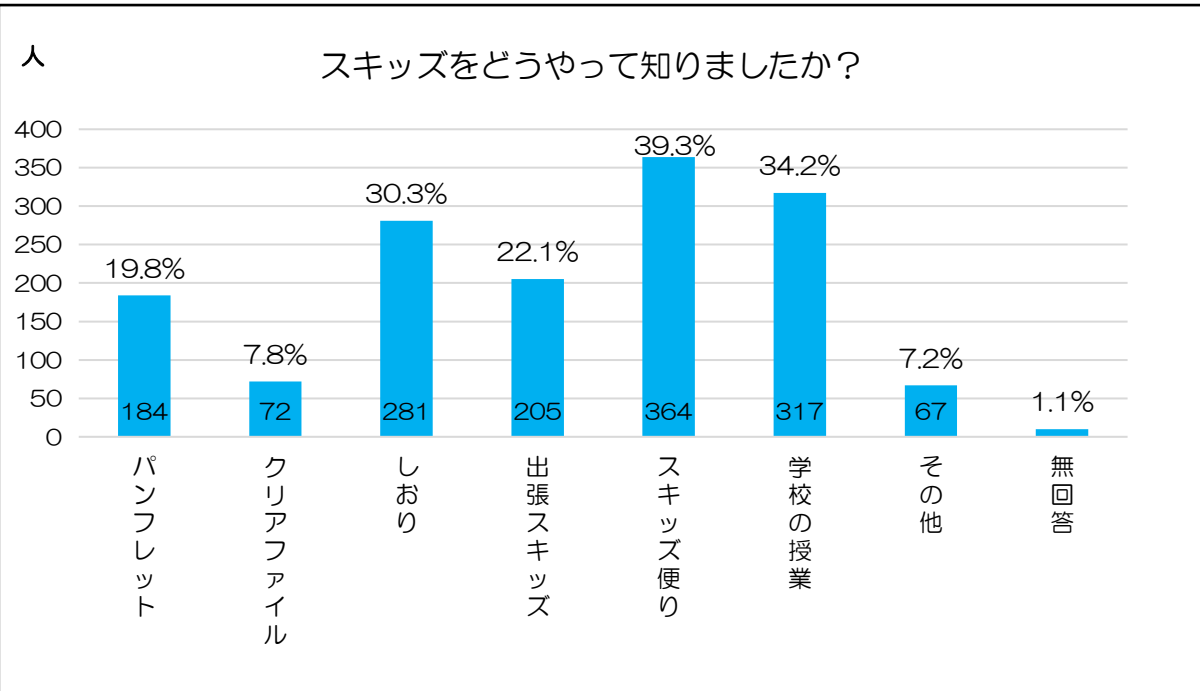
質問3：「志免町子どもの権利相談室
SK²S（スキッズ）」を知っていますか？



質問4：相談室SK²S（スキッズ）がシー
メイトの中にあるのを知っていますか？

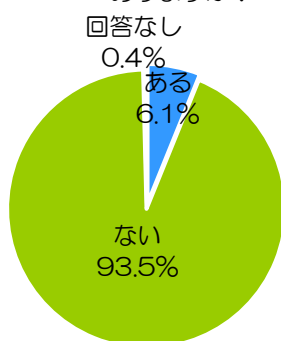


質問3で「知っている」と答えた人の割合（複数回答可）

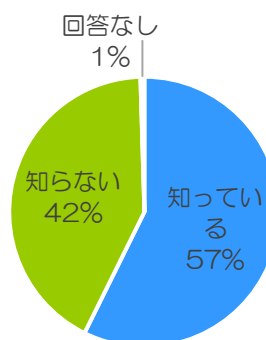


質問5～7は、質問3にはいと答えた人のみ

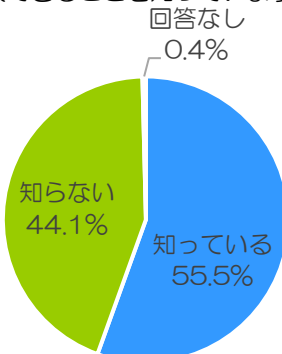
質問5：シーメイトの相談室SK²S（スキップ）に、行ったことや電話したことがありますか？



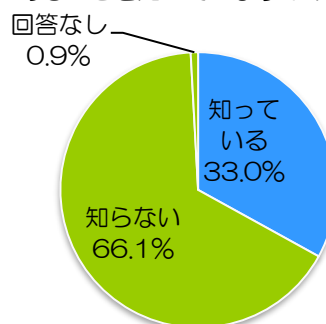
質問6：相談室SK²Sは、名前を言わずに相談できることを知っていますか？



質問7：相談室SK²S（スキップ）は、フリーダイヤル（無料）で電話で相談できることを知っていますか？

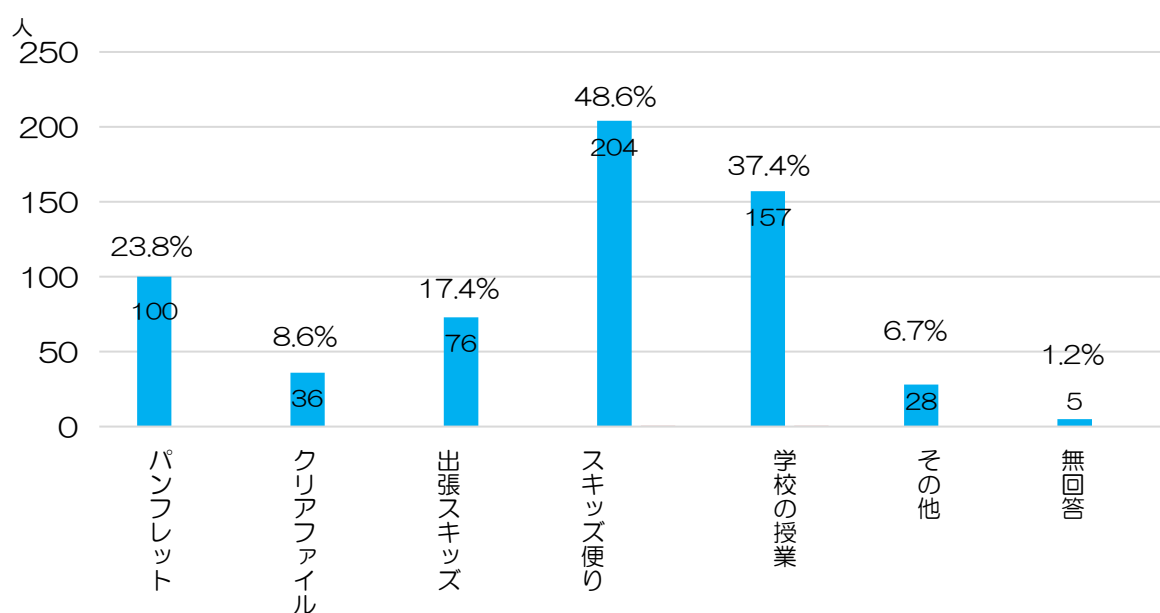


質問8：相談室SK²S（スキップ）には救済制度（困って、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えてくれる制度）があることを知っていますか？

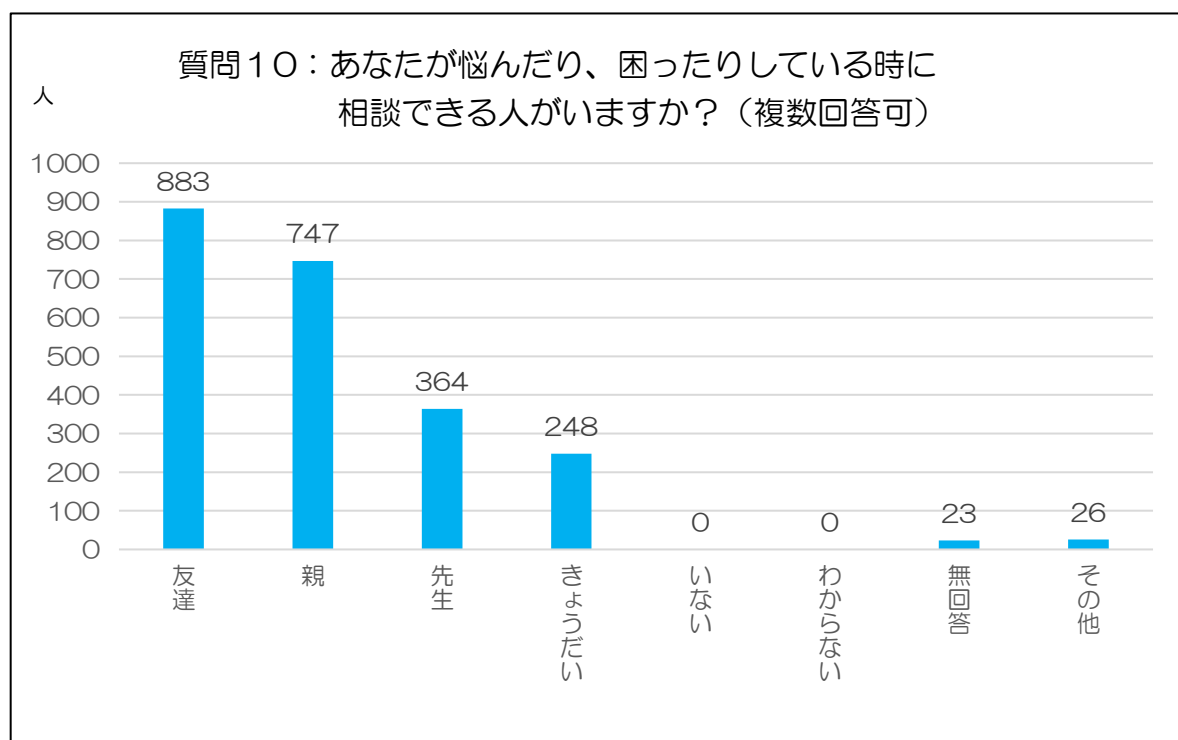
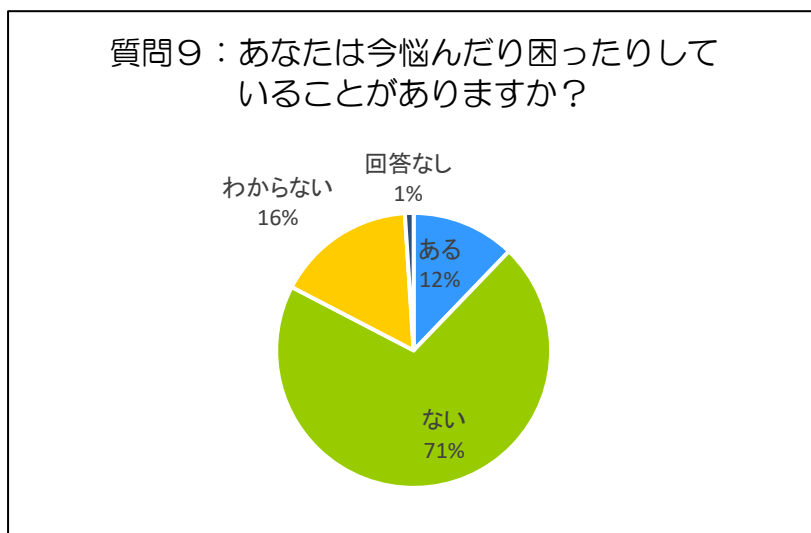


質問8で「知っている」と回答した人のみ（複数回答可）

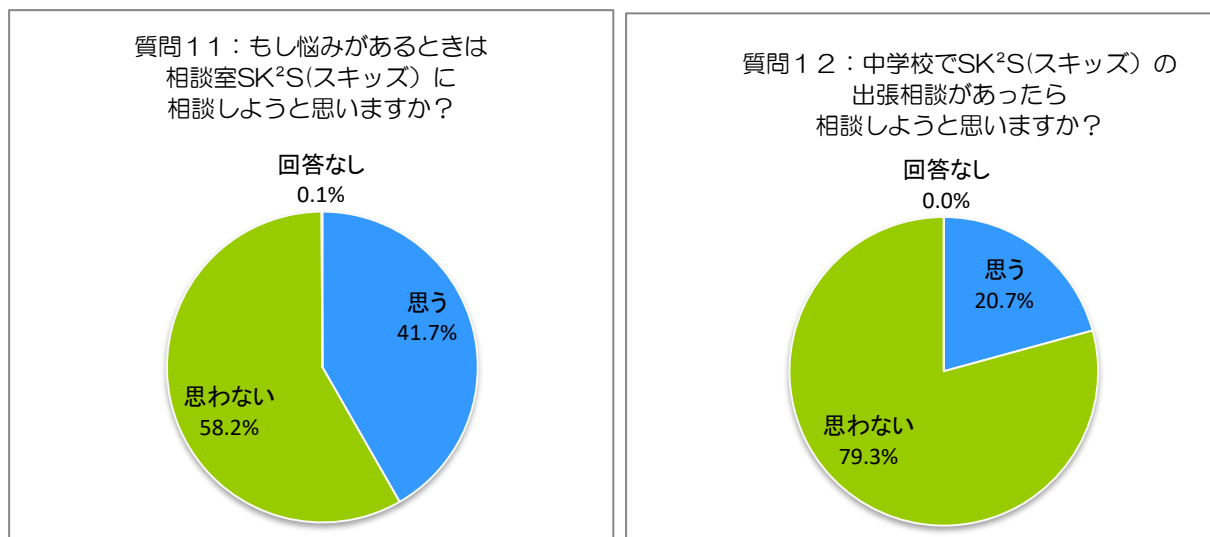
救済制度をどうやって知りましたか？



質問 1、質問 3、質問 8 に「知っている」と回答した生徒に対して、「どうやって知りましたか？」と質問したところ、今年度も昨年度に続き「スキップ便り」や「学校の授業」「しおり」が多かったです。「スキップ便り」は、年 2 回、各教室に掲示してもらいます。また、「子どもの権利条例」や「スキップ（相談室）」については、学校の授業で知ったという生徒も多く、子どもの権利に対する人権教育が浸透している様子がうかがえました。



※ 相談相手の内訳では、「友達」が一番多く、次いで「親」となっていました。また、「いない」「わからない」と回答した生徒はいませんでした。



※ 質問 11 の自由記述の部分は次ページにまとめています。

質問 13 の学校の校則やきまりで気になることについての問いについては、校則となっている理由がわからないなど、見直しを求める意見が多数ありました。
意見の多い順で以下のとおり一部抜粋してまとめています。

総意見数 240 件

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1 位 頭髪について | 92件 (38%) |
| ・なぜ前髪に触角(サイドを長くする)を出したらいけないか。他 | |
| 2 位 服装について | 77件 (32%) |
| ・靴や靴下の制限が厳しすぎる。他 | |
| 3 位 学校生活について | 39件 (16%) |
| ・スマホの持ち込み禁止はなぜか。他 | |
| 4 位 眉毛について | 25件 (10%) |
| ・眉毛の太さにコンプレックスがあるので整えていいようにしてほしい。他 | |
| 5 位 校則について | 7 (3%) |
| ・校則が厳しすぎる。他 | |

以上についてまとめたものを学校にもお伝えしています。校則については、学校でも活発に話し合われているところもあるようです。

きまりは規制するだけでなく、守るためにもあることが理解されるとよりすこしやすくなるのではないかと思います。

中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート自由記述

質問 1 1. もし悩みがあるときは相談室 SK²S(スキップ)に相談しようと思いますか？

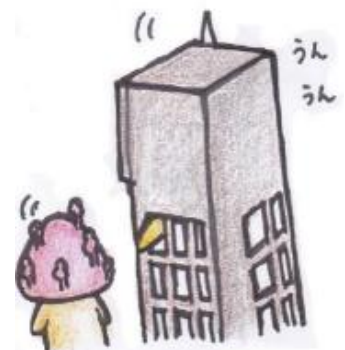
よかったら理由を教えてください。(自由記述)

【回答：思う (記述回答 382人/526人中)】

- ・相談や名前を秘密にしてくれるから (67人)
- ・相談しやすそう、頼りになりそうだから (49人)
- ・悩みがあるときは相談したい (33人)
- ・解決していきたい、解決してくれそう、スッキリしたいから (32人)
- ・安心できる、ほっとできるから (30人)
- ・名前を言わずに相談できるから (21人)
- ・いろいろな話をきいてくれそう、なんでも話していいと聞いたから、
本音を話せると思ったから、真剣にきいてくれるから (20人)
- ・知らない人だから、誰にも話せない悩みは相談したい (18人)
- ・気軽にできる、便利、近くだから (17人)
- ・1人で悩みたくないから、頼れる人が増えるから (16人)
- ・解決してくれそうだから (16人)
- ・心が楽になる、軽くなるから (15人)
- ・優しそうだから、優しく接してくれるから (12人)
- ・テレビで見て信用でき、信頼できる団体だから (8人)
- ・小学生の頃から知っているから、相談したことがあるから (7人)
- ・はっきりとした返信が返ってきて、信頼できそうだから (5人)
- ・頼れる人が増えるため (4人)
- ・無料だから (4人)
- ・優しい人で手紙の返事に嬉しい言葉で返してくれるから (3人)
- ・相談するところが多い方がよいから (3人)
- ・困っているから (2人)
- ・一緒に悩んでくれそうだから (2人)
- ・第三者機関だから (2人)
- ・聞いてくれるだけでありがたい (2人)
- ・別の視点で考えてくれ、実行しやすいアドバイスをくれるから (2人)
- ・これから家族に伝えづらい悩みがあるかもしれないから (2人)
- ・理由は特になし (2人)
- ・楽しそうだから (1人)
- ・スキップが気になる (1人)
- ・学校に言われているから (1人)
- ・スキップが良いと知っているから (1人)
- ・今までの質問やパンフレットを見て (1人)
- ・悩みが解決したから (1人)

【回答：思わない （記述回答 371人/734人中）】

- ・親や身近な人に相談できるから (183人)
- ・話すのが苦手、緊張するから (28人)
- ・自分で解決したい (25人)
- ・知らない人に話したくない (22人)
- ・よく知らない、わからないから (16人)
- ・悩みがないから (14人)
- ・勇気がないから (12人)
- ・めんどくさい (11人)
- ・自分のことを話したくない、聞いてほしくないから (10人)
- ・おおきな悩みではないから、すぐに解決できるから (10人)
- ・怖い、不安だから (7人)
- ・相談しようと思わないから (6人)
- ・解決できないと思うから (5人)
- ・時間がないから (4人)
- ・スマホを持っていない、知らない人に電話しないように言われた、電話番号を知らないから (4人)
- ・理由はない (4人)
- ・信用できないから (3人)
- ・おおごとにしたくないから (2人)
- ・嫌だから (2人)
- ・電話する、行くのが大変 (1人)
- ・手紙を送ったら家の人や学校の先生に相談してみてねと回答があった (1人)
- ・知られたくない、秘密が漏れそう (1人)



質問 14. 相談室 SK²S(スキッス)に質問、相談や伝えたいことを自由を書いてください。

お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。

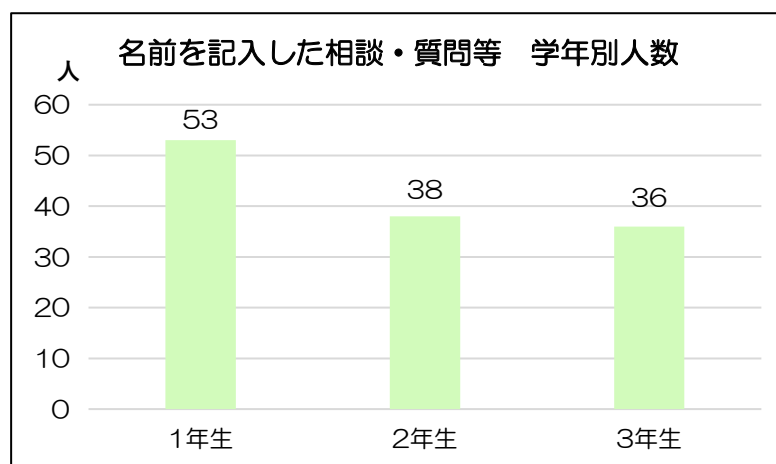
お返事のいらない人は、名前を記入しなくても大丈夫です。

中身が見えないようにお返事を出します。安心して書いてください。

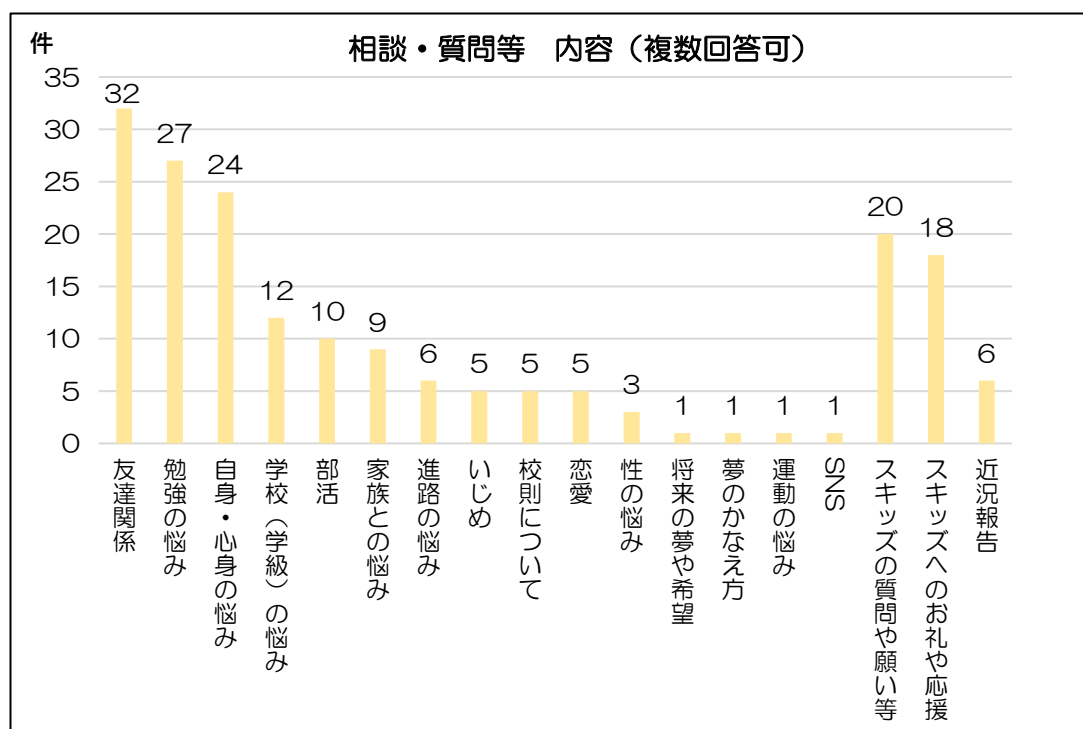
【無記入 1086人】

【相談・質問等を記入した 186人】

【名前を記入して相談をした109人】



中学生アンケートでの質問や相談が多かった学年は、1年生でした。



相談・質問等の内容については、「友達関係」「勉強の悩み」「自身の悩み」が多く見られました。

また名前を記入していない相談には、個人が特定されないよう配慮した上で「スキップ便り」で回答するなど対応しました。

中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケート調査を始めて、18年目になります。以下の項目にご注目ください。

(アンケートは、平成 20 年度から毎年実施していますが、ここでは見やすいよう、平成 29 年度からの結果を隔年で記載します。)

(質問 1・3)

志免町の権利条例や、「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っているという子どもたちは、平成 29 年度以降右肩上がりに増えています。

(質問 6・7)

スキッズは、名前を言わずに相談でき、フリーダイヤルでつながるということを知っている子どもたちが全体の50%を超えるようになりました。

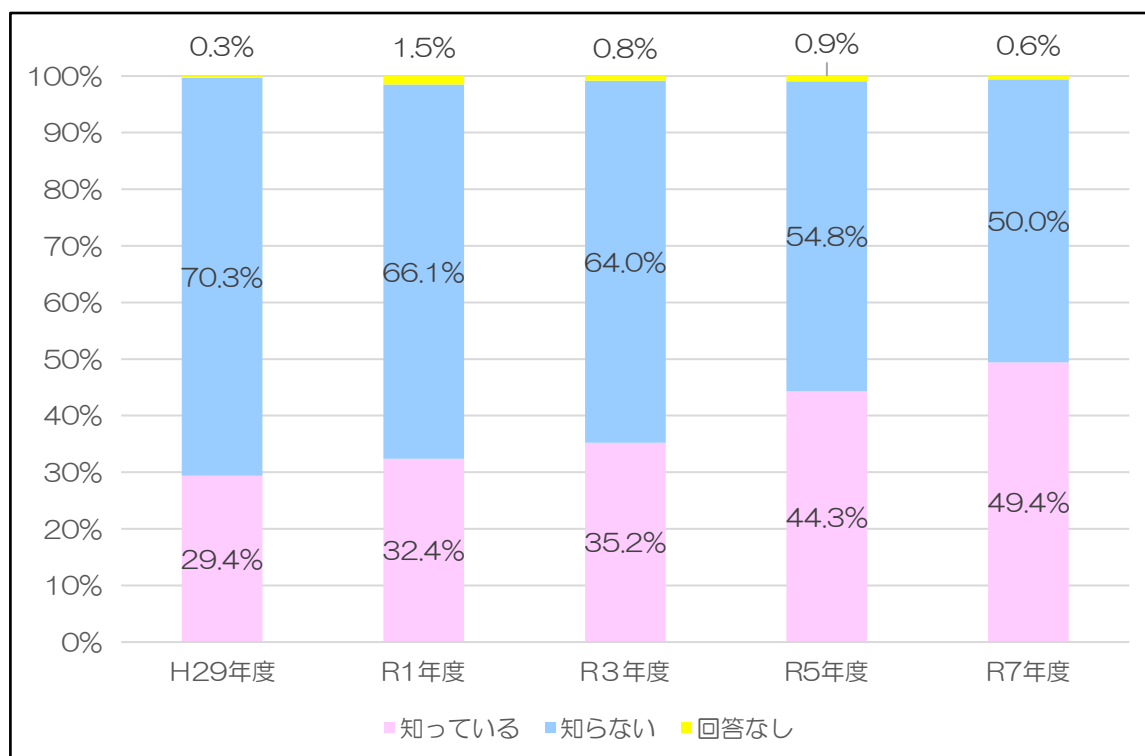
(質問 11)

スキッズを相談できる選択肢の一つとして考えるようになった子どもたちは、増加傾向にあります。

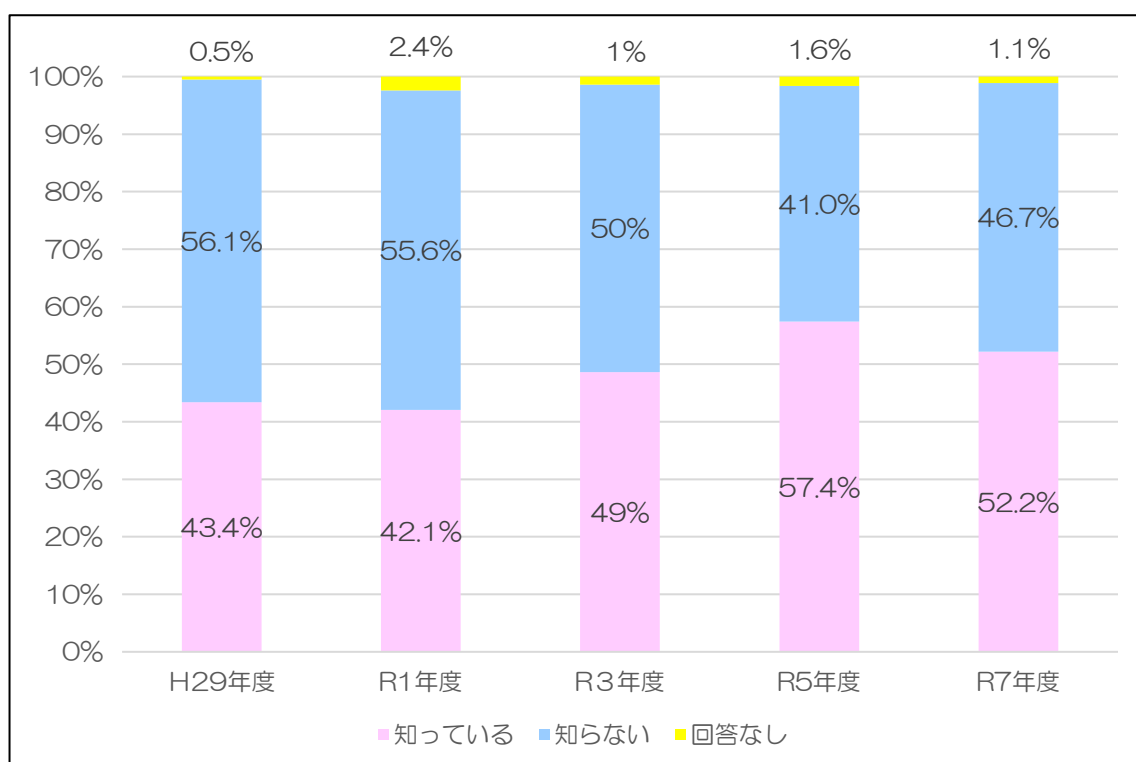
(質問 14) (アンケートでの質問や相談)

令和 4 年度より子どもたちの質問や相談を記入できる箇所をつくりました。スキッズに相談や質問をして、返事を希望する子どもたちには名前を記入してもらい、相談室から返事を書いて質問に答えたり、アドバイスをしています。

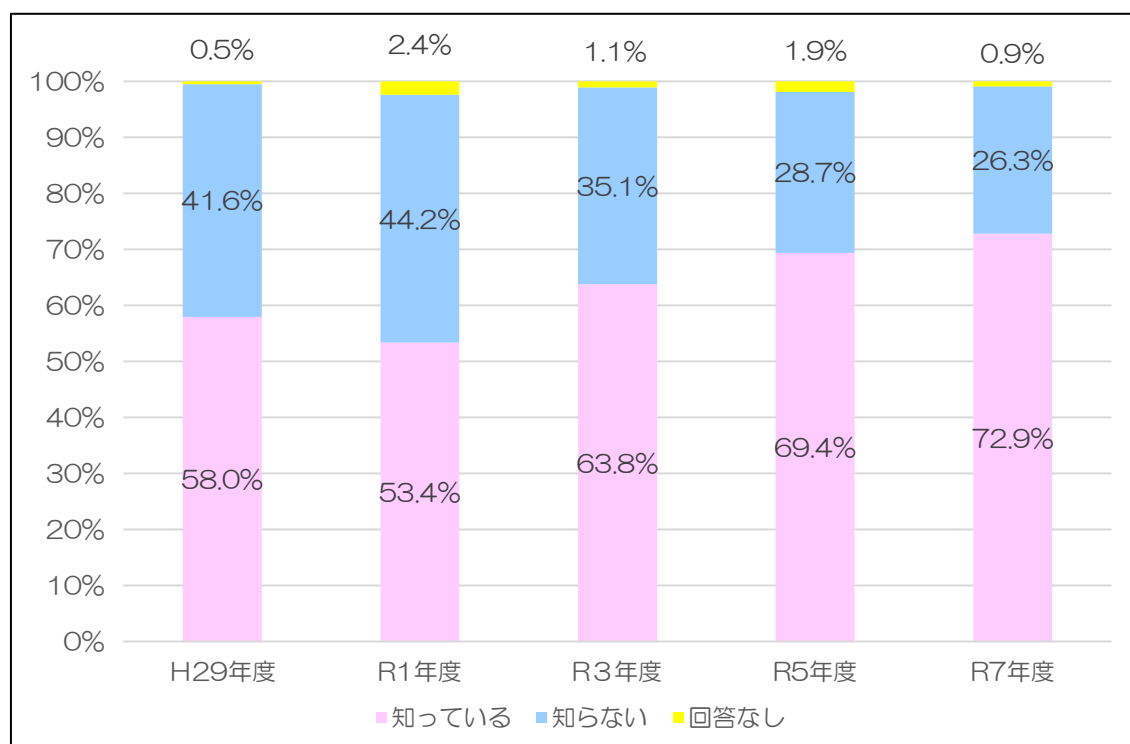
1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



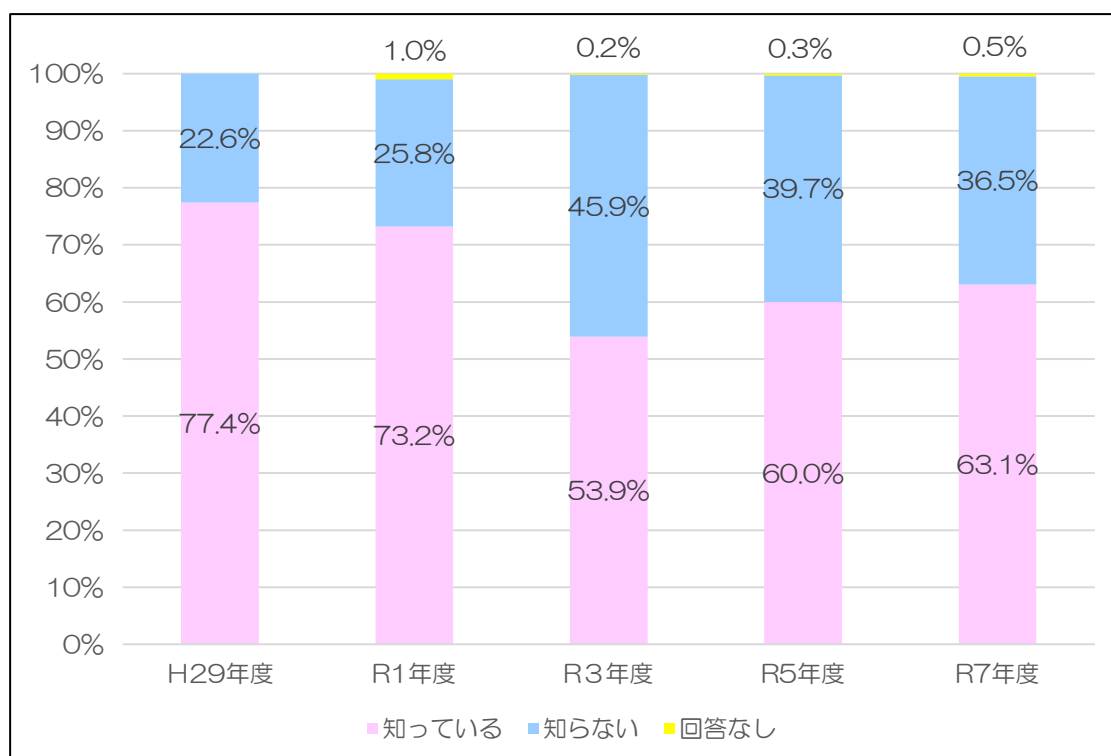
2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



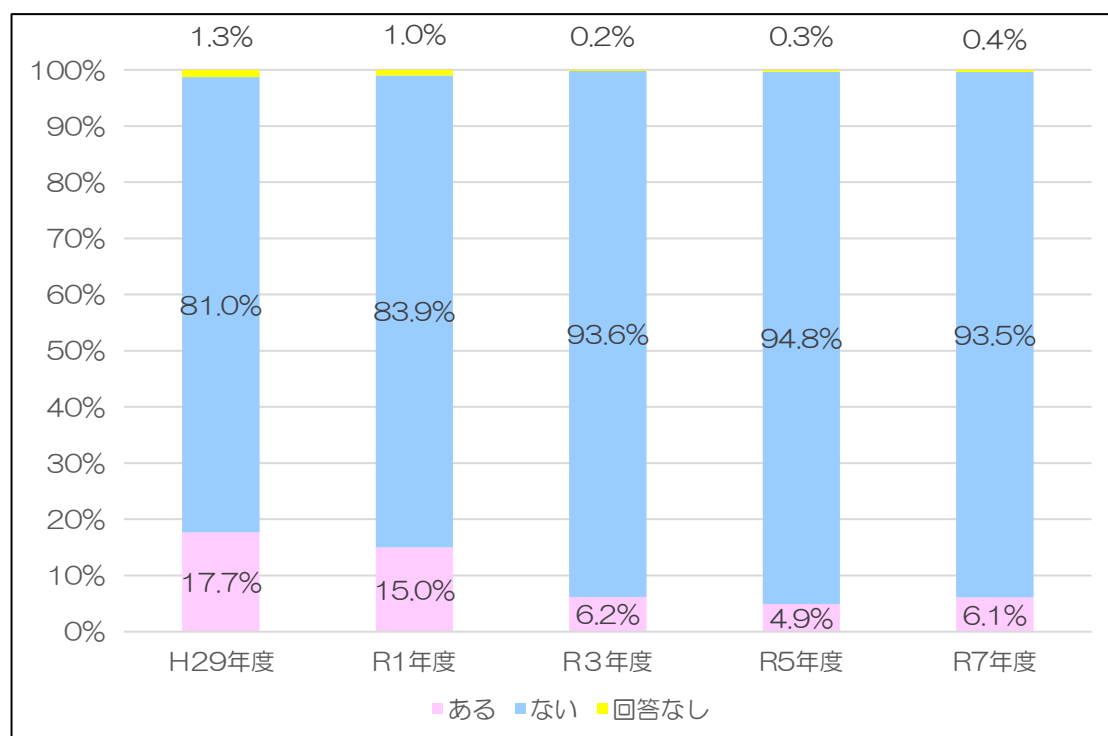
3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキーズ)」を知っていますか？



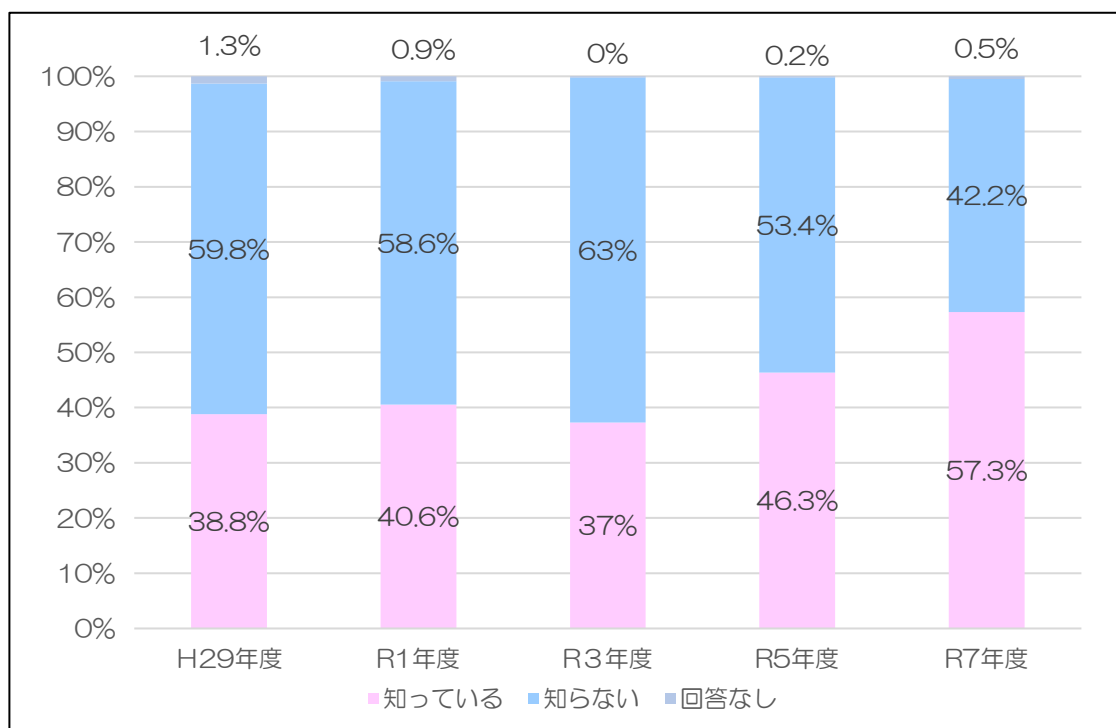
4. 相談室SK'S(スキズ)がシーメイトにあることを知っていますか？



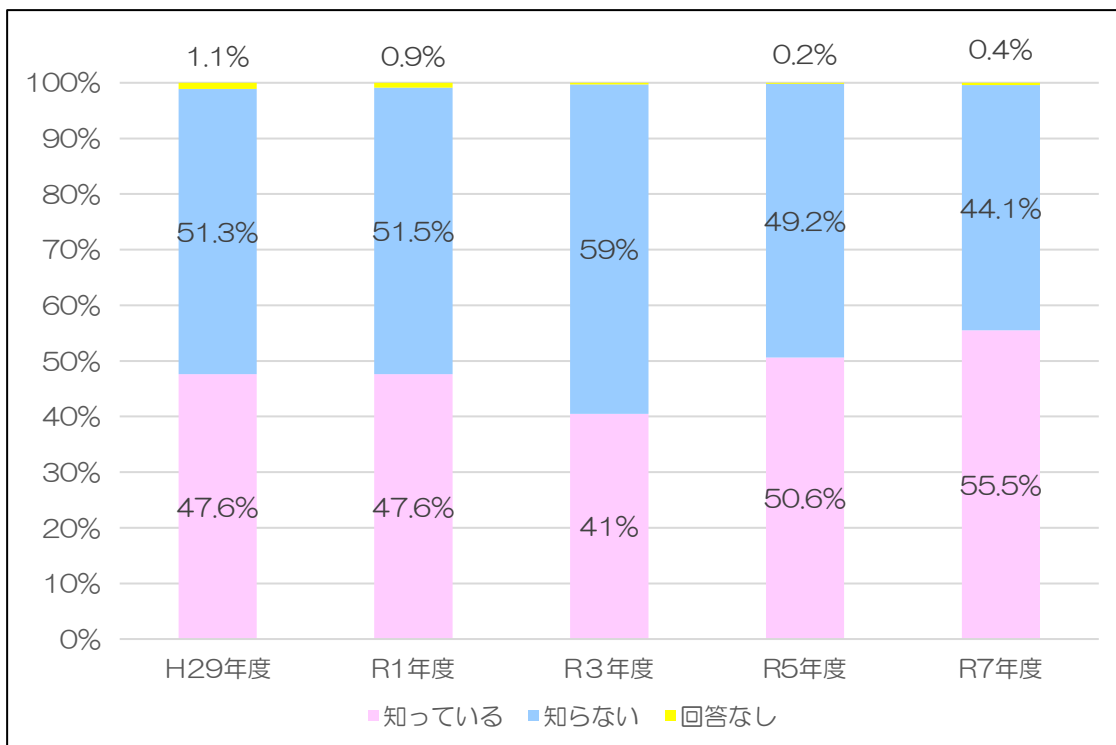
5. シーメイトの相談室SK'S(スキズ)に、行ったことや、電話したことがありますか？



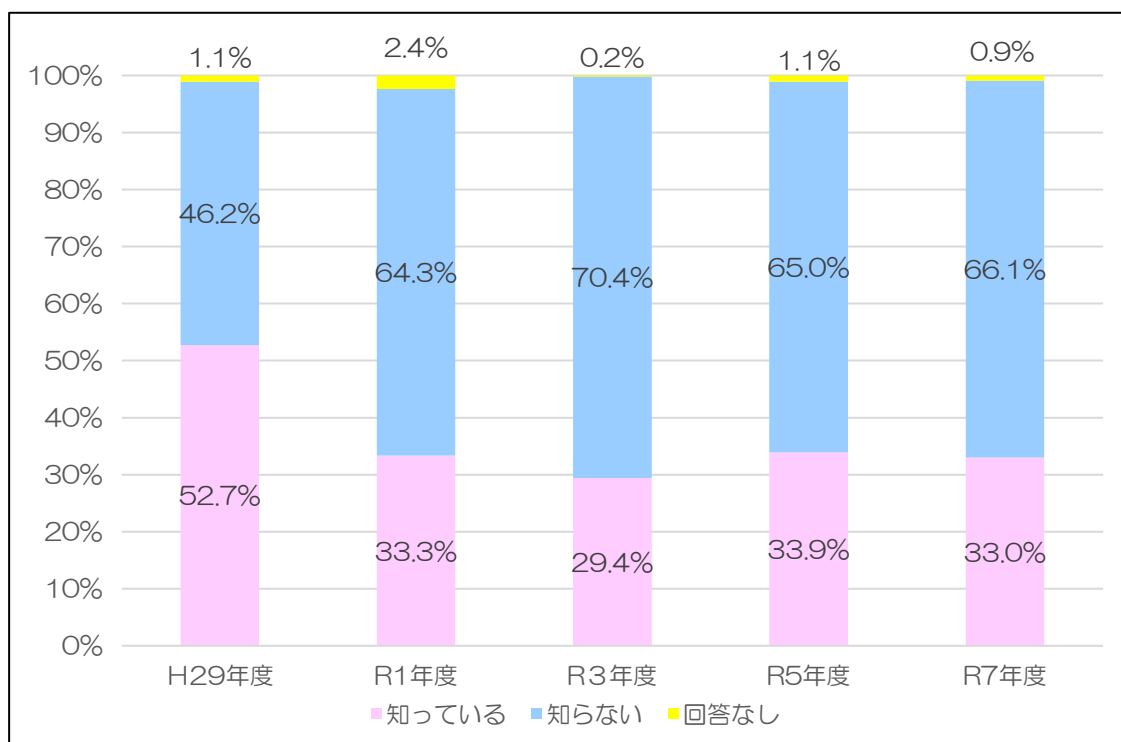
6. 相談室SK'S(スキズ)は、名前を言わずに相談できることを知っていますか？



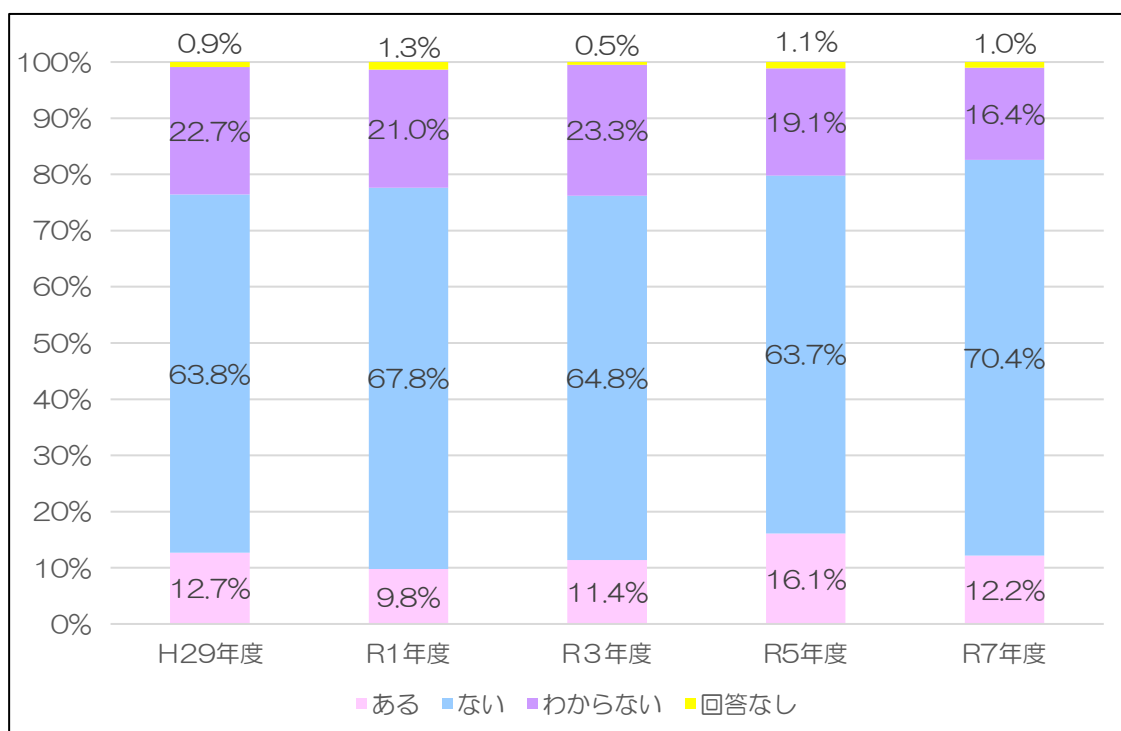
7. 相談室SK'S(スキズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか？



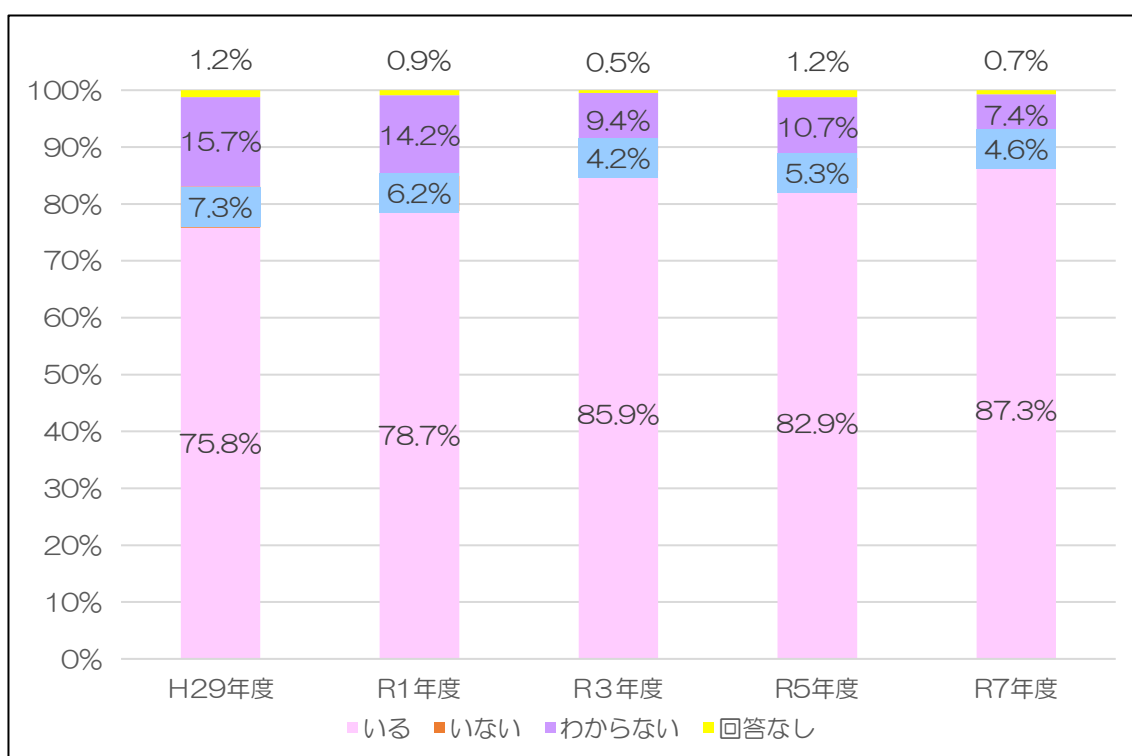
8. 相談室SK'S(スキズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、みなさんと一緒に解決をめざす制度)があることを知っていますか？



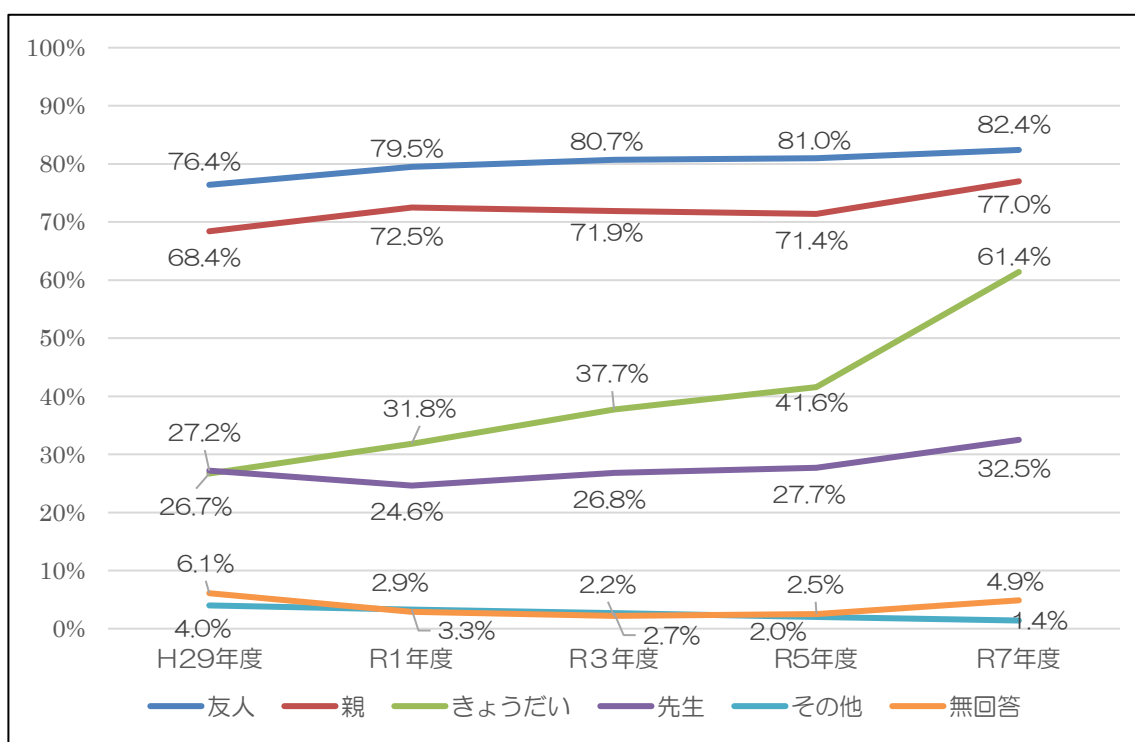
9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？



10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？

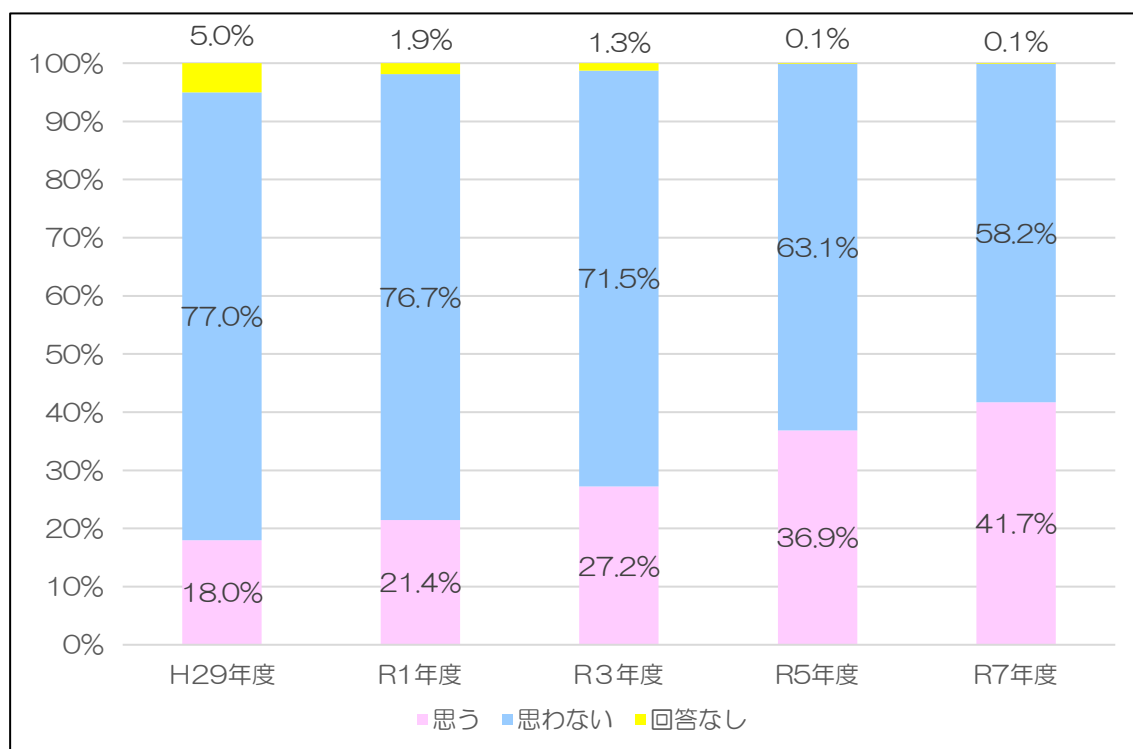


上の質問10で「いる」と答えた相談相手の内訳の割合



このグラフでは「いる」と回答した生徒を100%とし、複数回答で相談相手として選択した人の割合を示しています。近年、相談相手としてきょうだいを選んでいる割合が急激に増えていることが分かりました。

11. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



「思う」と答えてくれる子どもたちが近年増加しています。スキッズがいざとなった時に相談できる機関として選択肢の一つに選んでもらえるよう活動していきたいと思っています。

6 研修

◎相談員研修

- 4月28日（月）、5月2日（金）、5月16日（金）
児童福祉司任用前講習会
- 7月5日（土）～10月31日（金）
子ども意見表明等支援員養成「基礎講座」 オンデマンド受講
- 8月7日（木） 14：00～16：00
自殺対策研修会について オンライン参加
「こども・若者のSOS、あなたならどうする？～トラウマインフォームドな対応について～」
- 2月7日（土）
全国自治体シンポジウム 2025埼玉県三芳町 オンライン参加
- 2月17日（火）
中学生から18才までのみんなの居場所「Relief（リリーフ）」の見学



Ⅲ 活動を振り返って

「子どもの声を聴く」



志免町子どもの権利代表救済委員 柳 優香

自分の気持ちや意見がなかなか言えずもやもやしたこと、逆に、話してスッキリしたことはありませんか？最近はやりの AI に、人の話をきく仕事について質問をしたところ、臨床心理士、カウンセラー、ソーシャルワーカー、占い師等々たくさんの仕事を教えてくれました。他にも、医師、弁護士、教師、会社の営業担当者、警察官などなど、人に直接関わる仕事は、すべて人の話をきくことが仕事と言えるかもしれません。最近、ただ話を聞くことだけを仕事にした、話聞き屋という仕事もあるそうです。

子どもの権利条約の第 12 条には、「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」と書かれており、志免町子どもの権利条例第9条には「自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。」と書かれています。「意見表明権」と表現されることもあります。意見は、表明するだけではなく、聴かれて考慮されることまで含まれているので、最近、「意見を聴かれる権利」と表現されるようになっています。

「きく」には「聞く」と「聴く」の二つの漢字がありますが、私は、耳だけではなく、心でも相手の気持ちや意見を受け止める「聴く」という漢字を使うようにしています。

私たち子どもの権利救済委員は、子どもの権利条約と志免町子どもの権利条例にのっとり、子どもたちの声を「聴く」ことを仕事にしています。

私の姪っ子が2歳頃、一緒に食事をした時のことです。みんなで大皿料理を分け合って食べていたところ、それがなくなってしまいました。その料理が気に入っていた姪っ子は、うまく言葉が話せないため、食べたいという気持ちを表すために、空になったお皿を指さして、大きな声で泣き始めてしまいました。その料理がよっぽどおいしかったのでしょう。もうそれはこの世の終わりかのように体中で表現して力いっぱい泣くのです。でも、もう一度同じ料理を頼むにもとても食べきれない量です。困った私の妹は、おいしかったね、食べたかったねと抱っこして慰めながら、これもおいしいよと他の料理を勧めたりしてあやしていました。そうしてしばらくすると姪っ子もう食べられないことを理解して、泣くのを止めて、他の料理を口

に運び、笑顔が戻りました。意見は決して言葉だけで表現されるものではなく、言葉の話し合い乳幼児も意見を聴かれる権利を有しています。姪っ子と妹のやり取りを眺めながら、子どもが意見を表明している、それを大人が応答して対話をしていると、思わず子どもの権利条約第12条を思い浮かべほほえましく思いました。

また、ある時、私の小学生の娘が落ち込んだ様子で学校から帰ってきました。どうしたの？とたずねると、「先生に話を聴いてもらえなかった。言いたいことがあったのに聴いてもらえなくて一方的に怒られて悲しかった。」と泣きながら言うのです。私も学生時代、理由のわからない学校の校則や指導に納得できず、かといって、それを先生に意見を言って是正してもらうというすべも知らず、心の中でモヤモヤを抱えたまま過ごしたことがありました（納得できず違反したまま学校に行ってこっぴどく叱られたこともあり）。あの時、子どもの権利条約第12条のことを知っていたら、そのことを先生に言えていたらどう反応されただろうかと考えてしまいます。大人は子どもの意見を聴く姿勢を持つこと、表明された意見、さらには明確に言葉で表明されなくても感じ取った意見や気持ちを適切に受け止める責任があります。意見を聴かれるということは、子どもの権利の中でも最も大切な権利の一つです。意見を聴かれないことで傷つく子どもたちがいます。意見を聴いてもらえなければ気付かれないこともあります。子ども自身が意見を聴かれる権利を知っていること、行使できること、大人もそれを理解していることは他のあらゆる子どもの権利（教育を受ける権利、遊ぶ権利、暴力を受けない権利、成長発達する権利等）を守るためにも欠かせません。

私たちは、もっと子どもたちに声を聴かせてもらえる存在になり、子どもたちの声をこれからもたくさん聴いていきたいと思います。ぜひこれからもたくさん声を聴かせてください。

「こどもの頃の思い出から意見を表明する権利について考える」



志免町子どもの権利救済委員 土井 幸治

近年、こどもに関する国の体制や政策が大きく変わってきました。その代表的なものに、こども基本法の制定（2022）やこども家庭庁の設置（2023）があります。もともと、こどもの福祉に関わる問題については、戦後より児童福祉法が位置づけられてきました。そのような中、新たにこどもに関わる法律ができたことは、社会がこどもたちの問題に大きく関心を向けてくれるようになったのだと言えます。

少し私のこどもの頃のお話をします。私が小学校の頃は、同じぐらいの年頃のこどもがたくさんいて、学校に行くときも帰るときも休みのときも周囲には誰かがいて、学校や家庭に加え、地域（公民館）では、地域の人や友だちのお父さん、お母さんがこどものために運動会、交流会、海水浴などさまざまな行事を企画してくれていました。こどもの頃は、そのような環境の中で、楽しいこともあれば、嫌なことも経験しながら友だちと一緒に大きくなったことを思い出します。そのような中、親や先生、地域の人のお世話になって、助けてもらったり、怒られたりしてきたことも覚えています。一方、大人が集まって話し合いをしていたりしている様子を見て、何を話しているのだろう、参加してみたいなという思いもありました。時に自分たちが参加する行事のことについて話し合われている際に、「あんなことしてみたい」「こんなことしてみたい」などの思いを持って、意見を述べたことがあります。そのとき、「大人たちの話し合いに口出しをするな」「こどもは考える必要はない」など言われたことを未だに覚えています。この大人たちの話し合いは、夜まで行われ、小学生の私が寝た後も話し合いが行われていることもありました。楽しい行事を考えてくれている大人たちに感謝の気持ちを持っていたことも事実で、行事の当日はもちろん、何日も前から楽しみにしていたことを覚えています。同時に親や大人に言われた言葉もよく覚えています。

その後、大学でこどもの福祉問題について学び、「児童の権利に関する条約」のことを学習しました。その後、こどもに関わるスクールソーシャルワーカーという仕事をするようになりました。スクールソーシャルワーカーをしている時もこどもの権利について勉強する機会や考える機会がたくさんありました。その中で、国、地方公共団体をはじめ親、こどもに関わるありとあらゆる人々には、こどもの権利をまもる役割や責任があることを実感し、大人がこどもをまもるために一生懸命にその役割を果たそうとしていることを知りました。一方、私が小学生の頃に経験したようなこどもたちが知らないところでこどものことが決められている実態も見聞きました。その背景には、こどもの生命をまもることや成長を願うてのことであったこ

とがよくわかりました。少々社会や大人はこどもをまもろうということに一生懸命になり、自分たちだけでその責任を負いすぎていたのかもしれないと思います。こどもは成長する中で、まもってもらわなければいけない面があります。加えて、生きていくということについてさまざまな力も持っており、出来ることもたくさんあることを忘れてはならないと思います。こどもが持っているさまざまな力のうちの一つに「あんなことしてみたい」「こんなことしてみたい」などの「意見（思い）」があります。この意見を持っているということは、生きていく上で、大きな力になります。それは、ものごとを決めていくときの原動力になるからです。

近年、こども基本法の制定、こども家庭庁の設置に伴い、起こった大きな変化の一つに「児童の権利に関する条約」のなかの「意見を表明する権利（第 12 条）」への関心の高まりがあります。その具体的なものとして、「意見表明権等支援事業」が全国的にスタートしました。この事業は、こどもの意見をよく聴き、こどもの意見を伝えていくことを支援する取組です。この事業の開始に伴い、一部ではさまざまなルールを揺るがす取組という声も耳にしますが、これまで社会がこどもをまもるために大人の意見を基盤に作られたルールから、こどもの意見をふまえた新たなルール、社会をつくっていくための取組とも言えると思います。こどもに関することについて、大人だけで決めるのではなく、こどもの意見を反映していくためのきっかけとなる取組であると同時に、大人も自分たちだけで責任を負うのではなく、こどもの発達段階に応じて一緒に取り組む時代に変わろうとしているのではないかと思います。

変化とは、さまざまな期待感もありますが、同時に不安感を抱くことも少なくありません。それは体験したことのない新たなことなのでそのような感情になることは当たり前だと思います。こどもを中心に新たな時代を迎えたこの時代に志免町の子ども権利救済委員になったことに何かしらの運命も感じております。こどもはもちろん、そのご家族、先生方をはじめこどもに関わるさまざまな人たちと一緒にこどもの最善の利益（こどもにとって何が最もよいことなのか）について考えていきたいと思います。

「子どもの声を聞く～子どもの意見表明権について考える～」



志免町子どもの権利救済委員 安部 由美子

平成18年12月に公布された志免町子どもの権利条例の前文にある“子どもの意見表明権”に関わる内容です。

「子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。」

「子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。」

「子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。」

そして同条例第9条には、「子どもは自ら社会に参加することができます。」

- ・自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること
- ・社会に参画し、意見を生かされる機会があること

とあります。

このように志免町子どもの権利条例において子どもを保護の対象とするだけでなく、権利の主体として認め、子どもの意見表明権を保障することが定められています。とてもすばらしい条例であり、子どもの人権を大切にしようとする志免町の思いがしっかりと伝わってきます。

では、制定されてから20年が過ぎようとしている現在、子どもたちの意見表明は日常的に行われ、めざしている姿になっているのでしょうか。

そこで子どもの意見表明権を保障するために学校が担う役割について考えてみました。

学校は多くの子どもが一日の大半を過ごし、他の子どもや教職員、保護者をはじめとするおとなと関わり合いながら授業や課外活動等を行う場であり、子どもにとって大切な社会です。ですから学校は子どもにとって意見表明権を確立する大事な経験を積むところとなります。意見表明権の視点から、学校には①子どもが自由闊達に意見表明できる安心・安全な居場所であること②子どもが意見を出し合い、話し合う場や時間があること③子どもが考え、自らの意見を持ち、表現できる力を身につけることが求められます。つまり安心して学ぶ（生活する）環境の保障をする、様々な人と関わりながらコミュニケーション能力を身につける、自分の考えを生み出す思考力や表現力、対話力を培う授業や活動を行い、それらの力を高めることが学校の役割ではないかと考えます。

このように考えると学校は、子どもの権利条約で定められている4つの柱である

○生きる権利： 命が守られ、病気やけがの際に医療を受け、安心して暮らせる権利

○育つ権利： 教育を受け、自分らしく成長し心身の健康と能力を伸ばす権利

遊んだり休んだりする権利

○守られる権利： 虐待、暴力、搾取、薬物、戦争などから守られ、安全に過ごす権利

○参加する権利： 自分に関係のある事柄について自由に意見を表明し、社会に参加する権利

の中の、「子どもが参加する権利」に関しては、特に学校が果たす役割は大きいと言えます。

近年中学校では、校則を見直すために、生徒自らが考え、提案して、その内容を教職員や保護者と一緒に話し合う機会が持たれるようになっていきます。とてもよいことと思います。校則の目的や学校の文化を踏まえながら、時代の変化に対応した内容になるよう話し合われています。生徒が快適で安心・安全に学校生活を送ることができるように、自己中心的な考えではなく、いろいろな立場や視点から建設的な意見がかわされ、見直し・改善されています。自分たちの学校生活を生徒が主体となって創っていくことは、社会に参加することへつながり、子どもの意見表明権が具現化された姿と考えられます。

こうした動きがさまざまな社会や学校でどんどん広がっていくことを期待しています。

今後、さまざまな場において子どもの意見表明権が保障され、子どもたちが社会に積極的に参加できるようにするために、私たちおとなは今家庭や社会の中で何をすべきなのでしょう。

私は、おとなは乳幼児の段階から年齢に応じて、子どもの思いや願いをしっかりと聞き、受け止め、ともに考えていく姿勢を示していくことがとても大事だと思っています。そしてできることとできないこと、よいこととよくないこと等を見極め、正しく判断できる力や自分や周りの人の思いを聞き、話し合っ折り返いをつける力を身につけられるように子どもを導いていくことが大切なことではないかと思っています。

子どもたちの健やかな成長を願いながら、志免町子ども相談室・救済機関に携わる一員として、子どもたちが意見表明しやすい環境を整え、子どもたちが将来の社会の創り手、担い手となって活躍していけるようにお手伝いしたいと思っています。

Ⅳ 資料スキッズ便り・・・33号（小学生用～中学生用）

【6月】（小中学生）



しめまちそうごうくしせつ
志免町総合福祉施設シーメイト内
〒811-2202 志免町大字志免451-1

スキッズ便り



HPはこちらから
VOL.33
R7・7



ぼたこ・ぼたやまん

みなさんこんにちは😊 スキッズは、子どもの権利を守るために、みんなの気持ちを大切にしてお話をきく相談室です。困っていること、きいてほしいことがあったら、どんなことでも相談してくださいね。どうしたらみなさんらしくすごせるのか一緒にかんがえます。ヒミツはまもるので安心してね♡



しめえ～

きゅうさいいいん そうだんいいん
救済委員と相談員のしょうかい



こどものみかたマン

♥ 救済委員は、子ども一人ひとりが大切にされるしくみに、とてもくわしい先生です。

～ わたしの懂れている人や尊敬している人 ～



やなぎ先生
(弁護士)

三淵嘉子さん。NHKの朝ドラ「虎に翼」のモデルで、日本で最初に弁護士になった方です。女性は結婚をすると「無能力者」とされ自分で財産を管理することもできない、大学で勉強することも難しい、選挙権もない、そんな時代を切り開いて、世のため、人のために尽くしました。いつまでも「志」をもった愛のある法律家になれるように頑張りたいです！



あべ先生
(元小学校校長)

私が尊敬する人はたくさんいますが、その中の一人は「やなせたかし」さんです。やなせさんはアニメ『アンパンマン』の作者です。やなせさんは「ごくありふれた日常に、さりげなくひっそりと幸福は隠れている」という言葉を残されています。私たちの日常に『小さな幸せ』がかくれているかもと意識するだけで、前向きで明るい気持ちになります。



どい先生
(大学の先生)

私の懂れの人は、地域のおじさんです。小学生のときに、参加したキャンプで、バスの中で好きなことを話したり、思いっきりドッチボールをしたり、一緒に遊んでくれました。一方的に注意をしたり、ルールを押し付けたりすることなく、自然に関わってくれました。いま、子どもに関わる活動をしています、そんなおじさんになりたいと思っています。

55

そうだんいん
こんにちは。スキッスの相談員です！



相談員は、みなさんとお話をしたり、あそんだり
することが大好きな、やさしい相談相手です。



くらたにそうだんいん
倉谷相談員

私は絵本作家の方々に懂れます。佐野洋子さんの
「百方回生きたねこ」の絵本は特に大好きです。
皆さんもぜひ読んでみて下さいね！



またあるそうだんいん
持丸相談員

好きなイラストレーターのmomochyさん、てらおか
なつみさん。日々のあたたかさやうれしさに気づいて、
愛おしく見つめているようで懂れています。



ともつなそうだんいん
友綱相談員

「劇団きらきら」のみなさんに懂れています。演技力
や表現する姿がすばらしく、輝いています。長年に
渡る福祉活動の取り組みについても尊敬しています。



近くに相談する人がいないときは、スキッスに
電話をしたり、遊びに来たりしてね。
あなたのお話を一生懸命にきいて、あなたと
いっしょに考える相談員がまっています。



たてのすけ

かいしつようび じかん
(開室曜日と時間)

かよう もくよう
(火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00
どよう
(土曜)・・・ 10:00～17:00



シーメイト 1階 電話 0120-928-379 (フリーダイヤル)



スキッズ便り



しめまちそうごうくしせつ
志免町総合福祉施設シーメイト内
〒811-2202 志免町大字志免451-1



こどものみかたマン

VOL.34
R7・11

HPは
こちらから

みなさん「^こ子どもの^{けんり}権利」って、^し知っていますか？
すべての^こ子どもは、^{あんしん}安心して、^{じぶん}じぶんらしくすごしていけるように、ひとりひとり
^う生まれながらに「^こ子どもの^{けんり}権利」をもっています。

～^こ子どもの^{けんり}権利とは～

^{あい}愛される

^{まも}守られる

^{じぶん}自分らしく
^{すご}過ごせる

^{ひみつ}秘密は
^{まも}守られる

^{さべつ}差別されない

^{いけん}意見を聞いて
^{もら}えられる



ぼたやまん・ぼたこ

とき しまった時は、おはなしきかせてね！

♡ ありのままのあなたでいいよ ♡



たてのすけ

◎スキッズは、^こ子どもの^{けんり}権利を守るため、^{まも}こまったり、^{とき}なやんだりした時、
あなたのおはなしを大切に聞いて、一緒に考えます。秘密は必ず守ります。

つながる ももち



ほん しょうかい 本の紹介

「カーくんと森のなかまたち」

え び おか み か ぶん よしざわ こと 絵・夢ら丘実果 文・吉沢誠

～あらすじ～

♡ホシガラスのカーくんは、ほかの鳥とくらべて、
自分がいてもいなくてもいいみたいと
おちこんでいました。そんなとき、
森のなかまたちに、
今まで気づかなかった
カーくんのすてきなところを
教わります。
星のようにきれいな羽を
していること、
木の实をわって、種を選んで
森を育てていること…。
それを聞いて、カーくんは、
元気と自信をとりもどしていきます。



♡相談室は、相談したり、遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね！

スキップ (シーメイト内1階)

かいしつにちじ 開室日時

かよう もくよう (火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00

どよう (土曜)・・・ 10:00～17:00



しめえ～

せんわ 電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)

(中学生)



しめまちろうくししほつ
志免町総合福祉施設シーメイト内
〒811-2202 しめまちおおあざしめ
志免町大字志免451-1

スキッス便り



ぼたこ・ぼたやまん

VOL.34
R7・11



HPは
こちらから

しめまちゅうがっこう
志免中学校のみなさん、こんにちは！『子どもの権利相談室スキッス』です。中学生アンケートの記入ありがとうございました。みんなが書いてくれたアンケートに目を通し、毎日がんばっているなど、とても感心しました。スキッスへの質問や相談で、名前を記入してくれた人にはスキッスからお手紙でお返事を出しています。名前は記入していないけれど、アンケートの中でいただいた質問やスキッスへの嬉しい応援メッセージを紹介しますので、読んでみてください♡

● クラスになじめず、学校に行くのが辛いです。きついけど、
親にも相談できず、かなりストレスを感じています。



ぼたやまん

気持ちを伝えてくれてありがとう。あなたの家族への思いやりが伝わってきました。あなたは、そんな優しさをもった素敵な人なのです。まずは、しっかり食事をとり、ゆっくりと眠ってリラックスする時間を作ってみてはどうでしょうか？悩みは誰かに話すことで、すっきりと気持ちが整理できたりします。もしも相談する人が周りにいなかったら、スキッスにお話しに来ませんか？お電話でもよいので、一緒に、あなたにとってベストな方法を考えていきたいです。

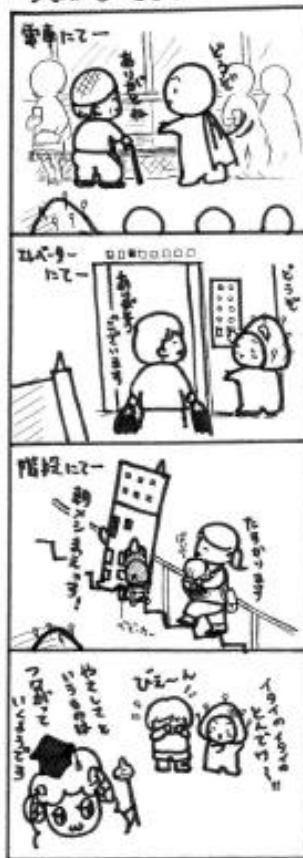
● 助けようとしてくれる人がいるだけで、心強いです。スキッスの活動はたいへんと思いますが、これからもがんばってください。



こどものみかたマン

他にも、「寄りそってくれてホッとしました」など、たくさんのメッセージをいただきました。いつも応援してくれてありがとう！みなさんが、のびのびと毎日を過ごしながら成長していくお手伝いができたらと願っています。誰かに話を聞いて欲しい時は、「志免町にはスキッスがある」ことを思い出してくれたら、とても嬉しいです。

つながる せもち



「やなせたかし」の残した名言

♥ 「アンパンマン」の原作者 ♥

- ★ ごくありふれた日常の中に、さりげなくひっそりと、筆触は隠れています。
- ★ 恥ずかしいからやらないのではなく「恥をかいてもやってみる」ほうが人生は面白いし、そこから得るものがある。

👏 マメ知識 👏



その1

「手のひらを太陽に」の作詞も手がけた、やなせたかしさんのこの歌は、1962年にNHKの「みんなのうた」で発表され、多くの大人に愛されている童謡です。



その2

「詩集 愛する歌」
シンプルな文章ですが、詩もイラストもどこか悲しさや温かさ、優しさに包み込まれるような気持ちになれる詩集です。



ぼたやまん

みなさんの好きなこと、楽しいことや困っていること、どんな小さなことでも安心して話してね。スキッスは、みんなの味方だよ！



たてのすけ

スキッス シーメイト内1階 相談室開室日時

かよう ちくよう
(火曜・木曜)・・・ 13:00～19:00

どよう
(土曜)・・・ 10:00～17:00

でんわ 電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)



しめえ〜

♥ 相談室は、相談したり遊びにきたりできる場所です。気軽に来室してくださいね。

志免町子どもの権利相談室 SK²S (スキッス)

火曜日 木曜日 午後 1時から午後7時

土曜日 午前10時から午後5時

0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト内

TEL : 092 - 935 - 1750